

平成30年3月

篠栗町議会第1回定例会
会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：3月1日(木)～15日(木) 15日間)

会期	月	日	曜	区分	開議時刻	摘 要
第1日	3	1	木	本会議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託 ・採決
第2日	3	2	金	考 案 日		
第3日	3	3	土	休 会		閉 庁
第4日	3	4	日	休 会		閉 庁
第5日	3	5	月	本 会 議	午前10時	・一般質問
第6日	3	6	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	3	7	水	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第8日	3	8	木	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第9日	3	9	金	休 会		中学校卒業式
第10日	3	10	土	休 会		閉 庁
第11日	3	11	日	休 会		閉 庁
第12日	3	12	月	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第13日	3	13	火	予 備 日		・議案等整理
第14日	3	14	水	休 会		幼稚園卒園式
第15日	3	15	木	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

平成30年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成30年3月1日(木) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 4番 , 5番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案の委員会付託について
- 第5, 議案第9号 篠栗町固定資産評価員の選任について
- 第6, 議案第10号 篠栗町教育委員会委員の任命について
- 第7, 議案第11号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
12	篠栗町企業立地促進条例の制定について	総務建設 常任委員会
13	篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について	総務建設 常任委員会
14	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
15	篠栗町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
16	篠栗町健康広場設置条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
17	篠栗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
18	篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
19	工事請負契約の締結について [篠栗北地区産業団地土留擁壁築造工事]	総務建設 常任委員会
20	工事請負契約の締結について [篠栗北地区産業団地1号調整池築造工事]	総務建設 常任委員会
21	工事請負契約の締結について [篠栗北地区産業団地2号調整池築造工事]	総務建設 常任委員会
22	工事請負契約の締結について [篠栗北地区産業団地残土処分場整備工事]	総務建設 常任委員会
23	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について	総務建設 常任委員会
24	平成29年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について	予算 特別委員会
25	平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)について	予算 特別委員会

議案 番号	件 名	付託委員会
26	平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
27	平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
28	平成29年度篠栗町水道事業会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
29	平成30年度篠栗町一般会計予算について	予算 特別委員会
30	平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について	予算 特別委員会
31	平成30年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について	予算 特別委員会
32	平成30年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について	予算 特別委員会
33	平成30年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について	予算 特別委員会
34	平成30年度篠栗町水道事業会計予算について	予算 特別委員会

平成30年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成30年3月5日(月) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質 問 者	
1.	7番	横山 久義	議 員
2.	8番	大楠 英志	議 員
3.	2番	田辺 弘之	議 員
4.	12番	荒牧 泰範	議 員
5.	4番	山田 眞士	議 員

平成30年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成30年3月15日(木)午前10時開議

- 第1, 議案第12号 篠栗町企業立地促進条例の制定について
- 第2, 議案第13号 篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 第3, 議案第14号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4, 議案第15号 篠栗町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第16号 篠栗町健康広場設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第17号 篠栗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第18号 篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8, 議案第19号 工事請負契約の締結について
[篠栗北地区産業団地土留擁壁築造工事]
- 第9, 議案第20号 工事請負契約の締結について
[篠栗北地区産業団地1号調整池築造工事]
- 第10, 議案第21号 工事請負契約の締結について
[篠栗北地区産業団地2号調整池築造工事]
- 第11, 議案第22号 工事請負契約の締結について
[篠栗北地区産業団地残土処分場整備工事]
- 第12, 議案第23号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 第13, 議案第24号 平成29年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について
- 第14, 議案第25号 平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)について
- 第15, 議案第26号 平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について
- 第16, 議案第27号 平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第4号)について
- 第17, 議案第28号 平成29年度篠栗町水道事業会計補正予算(第4号)について

- 第18, 議案第29号 平成30年度篠栗町一般会計予算について
- 第19, 議案第30号 平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について
- 第20, 議案第31号 平成30年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第21, 議案第32号 平成30年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について
- 第22, 議案第33号 平成30年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について
- 第23, 議案第34号 平成30年度篠栗町水道事業会計予算について
- 第24, 発議第1号 篠栗北地区産業団地整備事業特別委員会の設置に関する決議
- 第25, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

平成30年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月1日(開会)

平成30年 第1回 定例会 会議録

日時 平成30年3月1日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	黒 瀬 英 三
まちづくり課長	三 明 祐 治	税 務 課 長	山 口 茂 幸
収 納 課 長	松 岡 秀 策	住 民 課 長	村 嶋 茂 則
健 康 課 長	浦 上 利 浩	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産業観光課長	栗 原 俊 孝	都 市 整 備 課 長	久 芳 良 行
上下水道課長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こども育成課長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	岡 部 禎

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） 本日は、全員出席で開議は成立いたします。

なお、本日は「広報ささぐり」担当者の写真撮影を許可しております。

ただいまから、平成30年第1回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットにメールで送信したとおりでございます。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、4番 山田 眞士 議員、5番 村瀬 敬太郎 議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの15日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

従いまして、会期は、本日から3月15日までの15日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第9号から議案第34号までの計26議案でございます。

それでは、議案第9号から議案第34号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 皆さんおはようございます。

本日、平成30年第1回定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

2月下旬から日中暖かい日和が続いております。3月3日は霊場開き、いよいよ篠栗町の春の訪れであります。

議案の提案理由の説明に入る前に、平成30年度の施政方針を説明いたしますので、少しお時間をいただきたいと思います。

年明け1月22日に第196回通常国会が開会し、安倍内閣総理大臣は、平成3

0年度の施政方針演説を行いました。明治150年という節目の年を意識した演説でありました。「国の力は、人に在り」明治を創った数多の人材が、技術優位の欧米諸国に迫る国難とも呼ぶべき危機の中、我が国が急速に近代化を遂げる原動力となったことを示し、「今また、日本は、少子高齢化という国難とも呼ぶべき危機に直面しています。この壁も、必ずや乗り越えることができる。明治の先人たちに倣って、もう一度、あらゆる日本人にチャンスを作ることで、少子高齢化もきっと克服できる、今こそ、新たな国創りの時代です。女性も男性も、お年寄りも若者も、障がいや難病のある方も、全ての日本人がその可能性を充分に開花できる、新しい時代を、共に切り拓いていこうではありませんか。」と冒頭に述べられました。

印象に残った項目は、

2020年代初頭までに50万人の介護の受け皿を整備する。

女性活躍の旗を高く掲げ、引き続き、待機児童の解消に全力で取り組む。

森林を市町村が管理を行うことで国土を保全し、美しい山々を次世代に引き継ぐ。

これまでの段階的に進めてきた幼児教育の無償化を、2020年度を目指し、一気に進める。幼稚園、保育園、認定こども園に加え、無償化の対象について、現場や関係者の声を踏まえ、この夏までに結論を出す。

等々、当然行政分野各般にわたるものでございましたが、どの項目も基礎自治体である市町村において、痛みを伴いながら実施しなければならない課題であります。国と一体となって諸政策を実践できるよう、その準備を怠りなくしておかなければならないと感じました。

施政方針の演説の最後に、「50年、100年先の未来を見据えた国創りを行う。国のかたち、理想の姿を語るのは憲法です。未来は、与えられるものではありません。私たち一人一人の努力で創り上げていくものであります。私たちの子や孫たちのために、今こそ新たな国創りを、共に進めていこうではありませんか。」と憲法改正を視野に入れた言葉で結びまして、例年になく、力強い言葉があったような気がいたします。

2月28日に開催されました「福岡県町村会定期大会」においては、町村は住民に最も身近な行政主体として、住民が生活を営む基礎的サービスから多種多様なサービスの提供と国土・自然環境の保全、食料の安定供給や水資源の涵養等の公益的機能に加え、我が国の伝統・文化の継承など人々の心のよりどころとしても重要な役割を担い続けている。

我々町村長は、このような状況を踏まえ、相互の連携を一層強固なものとするとともに、自らの変革を厭うことなく不断の決意と揺るぎない信念を持って、直面する困難な課題に積極的に取り組み、自らが知恵を絞り、住民と一体となって地域特性や資源を活用した施策を展開し、持続可能な地域社会づくりに邁進するとともに、安全・安心で活力と潤いのある町村の実現を目指すことができるよう、行政基盤の強化を図ることが必要である。

として、「九州北部豪雨、熊本地震及び東日本大震災からの復興の加速化を図るとともに、今後起こりうる大規模かつ広域的な災害に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、防災・減災対策、町村消防の充実化を実現すること」をはじめ15の具体的項目をあげて決議いたしました。

特に、九州北部豪雨災害被災地、朝倉市、東峰村への県内市町村の人的・物的支援は、それまでの多くの被災地の復旧・復興経験を活かして、迅速かつ継続的なものとなっています。苦しい時はお互い様の町村の連帯意識が今日ほど強くなっている時代はありません。そのような思いを実感する決議でございました。

昨年来、篠栗町地方創生「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の完遂を柱に、「篠栗駅東側自由通路の建設」「篠栗北地区産業団地整備」を進め、いよいよ自由通路については今年中に完成し、産業団地につきましても3月から造成がスタートする運びとなりました。この二つが完成すれば、税収増加や雇用機会の増大と働き手世代人口の流入等による自主財源比率の向上が図られ、必ずや2060年の篠栗町人口ビジョン目標2万9,000人に向かって大きな力になると考えております。

そうした継続して実施する事業の完成を前提として、平成30年度から5年間の第6次総合計画「ささぐりみんなの羅針盤」をスタートさせます。併せて、新たな行財政改革を実施するべく職員での委員会を4月から立ち上げます。平成17年度からの5年間の取り組みで大変効果のあった前回の「篠栗町新行政改革」と同様、今の時代に合った自治体の姿に軌道修正するための作業でございます。

平成30年度は、篠栗町新時代に向けたこうした様々な取り組みを全力で推進することをお約束いたします。

では、平成30年度の事業について、課ごとで取り組もうとしているそのポイントを説明いたします。

まず、議会におかれましては、ここ数年の議会の活性化に向けた様々な取り組みに対し心から敬意を表します。

タブレット端末による議会のペーパーレス化は、最近多くの自治体で追従する動きが盛んになり、議会への視察も多いと聞き及んでおります。議会の立場としての「篠栗町ここにあり」という全国へのさらなる発信を大いに期待するところでございます。

つきましては、先進自治体として必要な点はさらに改良を加え、より良好な議論をする環境を目指してまいりたいと考えます。

また、広報広聴委員会としての活動は、着実に町民の皆様の議会に対する発信効果が高まったと感じます。今後も幅広く各種団体等の意見交換を行っていただき、住民の皆様との対話を重視した町民参加型の議会だよりの発行と、広報の充実を図っていただきたいと願っております。

総務費では、総務課、財政課、まちづくり課、会計課、税務課、住民課等が関わっております。

総務課では、平成30年度は、新型Jアラート受信機・自動起動装置整備工事を実施いたします。これは、我が国全体に迫る可能性のある危機に瞬時に対応するための国の指示によるものでございます。

また、近年社会問題となっております、多発する高齢者の運転による交通事故の実態を踏まえ、これまで「高齢者運転免許証更新バス送迎事業」を方針転換し、「高齢者運転免許証自主返納支援事業」実施に切り替えます。

財政課では、住民サービスの向上のため取り組んでまいりました、統合型地図情報システム（GIS）の構築が完了いたしました。このGIS機能を各課での様々な業務に最大限活用し、効率化を図りたいと考えております。

また、住民向けの地図情報の公開は、30年度中に行う予定でございます。

まちづくり課においては、現在進めている大きな二事業「篠栗駅東側自由通路建設」「篠栗北地区産業団地整備事業」の継続のほかに、年間アクセス件数が30万件を超える篠栗町ホームページをリニューアルし、これまで以上に皆さんが使いやすいように、そして災害発生時に近況情報を即座に提供できるよう改修いたします。

また、現在20品目に増加しましたふるさと寄附金返礼品のさらなる充実に努め、ふるさと納税の増額を目指します。

4年目を迎えた「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、引き続き適宜修正を加え、所期の目標を達成すべくしっかりと事務局としての役割を果たしてまいりたいと考えております。併せて、冒頭申し上げました「第6次篠栗町総合計画 ささぐりみんなの羅針盤」の町民の皆様への周知徹底と各課における実践チェックを進めてまいります。

会計課におきましては、収納課と協力して、インターネットを通じ、クレジットカードで税金等を納入できる環境を整備し、住民の皆様の納付利便性向上を目指します。

収納課は、その新設以来、滞納整理管理システムを更新し、滞納処分を的確に処理することで、適正な徴収業務を行うとともに、住民の皆様の納税意識の向上につながる事ができたと考えております。平成30年度は新たにクレジット収納の導入により、町が徴収する各種税金や料金の納入手段を広げ、引き続き徴収率アップに向けて取り組みを推進いたします。

税務課につきましては、これまでどおり税の適正かつ公正な課税を目指し事務遂行してまいります。

住民課でございます。

国民健康保険は、平成30年度から福岡県と共同保険者となることから、県の統一的な基準に合わせるため、国民健康保険税の引き上げについて、本定例会においてご審議いただくこととしております。

住居表示の実施に向けた取り組みは、失敗が許されない長期的な取り組みでございます。実施に当たっては、様々な機関に影響を及ぼすことから、システムはじめ周辺整備を慎重に行い遺漏のないように進めてまいりたいと考えます。つきましては、平成30年度からの一部実施を目指しておりましたが、1年遅らせることといたしました。詳細は後刻、全員協議会にてご説明をいたします。

民生費、衛生費では、福祉課、健康課、こども育成課、都市整備課環境係が所管しております。

福祉課におきましては、障がい者福祉の日常生活用具給付事業において、人工内耳体外装置に対する補助を追加いたします。平成28年度から取り組んでおります介護予防・日常生活支援総合事業「おひさま活動」を広げ、篠栗町の在宅高齢者が住み慣れた地域でいきいきと健康で安心して暮らすことのできるよう、引き続き充実を図りたいと考えております。

また、増加する高齢者のための介護予防事業につきましては、より効果の期待で

きる事業を取り入れ、継続的に見直しを図ってまいります。

次に、健康課について申し上げます。

母子保健事業・成人保健事業とも、本年度も継続して事業を行うとともに、健診等をさらに充実いたします。

また、本年度は厚生労働省において、平成29年度から市町村に設置することが努力義務とされた「子育て世代包括支援センターの設置」を行い、子育て世代支援の一層の充実を図ります。

こども育成課では、保育の充実と待機児童解消に向けての取り組みは、大変重要な課題であります。就労人口減少社会において、母親の労働力が見直されていることから、安心して母親が就労現場に復帰できるようにするために、平成30年度も引き続き重要課題として待機児童解消に向けた取り組みを継続してまいります。

また、昨年度から取り組みを始めました夏休み期間中の学童保育は、保護者のニーズも高く、平成30年度は小学校施設を活用してさらに充実したものとしてまいります。

都市整備環境係が所管しておりますクリーンパークについては、平成30年度から稼働延長期間に入ります。今後は、クリーンパークの稼働延長期間であります、平成39年度までに遅滞なく次期処理施設に移行できるよう、今後関係自治体と協議に入る計画でございます。

次に、農林水産業費・商工費の所管であります産業観光課の取り組みについて申し上げます。

林業分野において、福岡県事業として小葉山線林道新設工事に着手いたします。

この事業は、萩尾地区東側鉾立山山腹に林道を新設し、良好な材を計画的に搬出し、もって林業振興に寄与することを目的とするものでございます。30年度からの4年間の事業でございます。

商工観光部門ですが、平成30年度も「春らんまんハイキング」など各種イベントは、商工会や観光協会などと連携し、新しい試みも取り入れながら引き続き開催する計画でございます。

これまでの取り組みの積み重ねの結果、7月にクリエイト篠栗を使って150人規模の「日本ゲシュタルト療法学会」という心理学の二泊三日の学会を誘致することができました。町内旅館での宿泊を前提として、ただいま関係機関と準備中ですが、こうした取り組みがさらに広がるよう絶好の機会として発信してまいりたいと考えております。

設立5年目を迎える一般社団法人篠栗町観光協会は、篠栗町の観光キーステーションとしての役割を担ってもらう組織であります。着実に自立に向けた一步を踏み出しておりまして、平成30年度から若杉楽園キャンプ場の運営管理を行うべく準備中でございます。

消費者行政につきましては、福岡県消費者行政活性化基金事業を活用し、啓発活動、消費者生活相談業務の機能強化を推し進めてまいりました。平成27年4月に本町含む5町共同で開設いたしました「粕屋中南部広域消費生活センター」を拠点に、継続して相談者の対応に努めます。

次に、都市整備課が所管しております土木費について述べます。

平成30年度は、災害対策のための水路改修工事の継続をはじめ、側溝整備や道路維持補修など、例年どおりの取り組みを行うこととしております。

教育費は、学校教育課、社会教育課が所管しております。

学校教育課においては、勢門小学校および篠栗中学校への通級教室の開設に向け、福岡県に要望しているところでございます。

また、こども育成課と連携して、保育所待機児童解消に向けた公立幼稚園のあり方協議に入ります。

社会教育課では定着した青少年健全育成推進協議会の活動と校区ごとの地域活動は、それぞれ特色を持って発展しております。今後も、校区ごとのコミュニティとして、学校・児童・生徒、地域が一体となって篠栗町らしい発展を目指して進めてまいります。

水道事業において、平成30年度の五ヶ山ダム供用開始による受水費の増加に対応するため料金改定に向けた検討を開始し、今後協議を重ねてまいります。

以上、30年度の各課の主な取り組みについて説明いたしました。

平成30年度の諸施策取り組みに当たっては、これまで同様、職員一丸となって努力してまいることをお約束いたします。

私自身も、これからは、最近読んだ鳥井信治郎伝「琥珀の夢」の鳥井信治郎のように、三方良しの商人魂で「やってみなはれ」と職員を鼓舞し、関係方面に「よろしゅうおねがいます」と頭を下げ、町政発展のために、さらに突き進む所存でございますので、議会におかれましても、引き続き篠栗町の発展のためにご尽力賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本定例会に提案しております議案第9号から議案第34号までの26号議案について説明をいたします。

議案第 9 号は、「篠栗町固定資産評価員の選任について」であります。

本議案は、現固定資産評価員であります 城戸 清壽 氏の辞任の申し出により、後任の評価員として 松田 秀幹 氏を選任することについて、地方税法第 404 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第 10 号は、「篠栗町教育委員会委員の任命について」であります。

本議案は、現委員であります 大浦 俊昭 氏が、本年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議案第 11 号は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。

本議案は、現委員であります 十時 和子 氏が、本年 6 月 30 日をもって任期満了となるため、再任の候補者として法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

議案第 12 号は、「篠栗町企業立地促進条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗町の経済の活性化及び町民の生活の安定に資するため、企業立地の促進をもって、産業の振興及び雇用機会の拡大を図るにあたり、本町に新たに立地する企業に対する奨励措置について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第 13 号は、「篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について」であります。

本議案は、平成 29 年 10 月 27 日に福岡県広域都市計画地区計画の決定が告示されたことに伴い、三つの地区計画区域における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めることにより、当該区域における適正かつ合理的な土地利用を図り、健全かつ良好な都市環境を確保するため、本条例を制定するものであります。

議案第 14 号は、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗町立小中学校の校医報酬及び篠栗町立幼稚園の嘱託医の報酬について、粕屋医師会との協議により改正が必要となったため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 15 号は、「篠栗町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を

改正する法律の成立により、地方税法等が平成30年4月1日に改正されることに伴い、本町の賦課に関する税率等に係る所要の規定を整備するため、関連条例の一部を改正するものであります。

議案第16号は、「篠栗町健康広場設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、地方自治法第244条の2第1項の規定により、公の施設については、その名称、位置及び管理に関する事項を明示することとなっていることから、法令を遵守し本条例の一部を改正するものであります。

議案第17号は、「篠栗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、高齢者の医療の確保に関する法律が平成30年4月1日に改正されることに伴い、関係規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、国民健康保険法の規定により、住所地特例の適用を受けて従前の住所地の被保険者とされている者が、年齢到達等により後期高齢者医療に加入した場合は、特例の適用を引き継ぐものであります。

議案第18号は、「篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が平成30年4月1日に改正されたことに伴い、本条例が法案から引用している関係規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第19号は、「工事請負契約の締結について」であります。

本議案は、篠栗北地区産業団地土留擁壁築造工事を株式会社 城戸組 代表取締役 城戸 宏治 と、契約金額3億4,884万円で契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第20号は、「工事請負契約の締結について」であります。

本議案は、篠栗北地区産業団地1号調整池築造工事を株式会社 洪本建設 代表取締役 洪本 光考 と、契約金額1億6,956万円で契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第21号は、「工事請負契約の締結について」であります。

本議案は、篠栗北地区産業団地第2号調整池築造工事を株式会社 土屋組 代表取締役 土屋 安彦 と、契約金額1億8,219万6,000円で契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるも

のであります。

議案第22号は、「工事請負契約の締結について」であります。

本議案は、篠栗北地区産業団地残土処分整備工事を株式会社 城戸組 代表取締役 城戸 宏治 と、契約金額1億4,040万円で契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第23号は、「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更について」であります。

本議案は、豊前広域環境施設組合が平成30年3月31日限り解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県市町村職員退職手当組規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号から議案第28号までの5議案は、平成29年度補正予算であります。

議案第24号は、「平成29年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）について」であります。

本議案は、平成29年度篠栗町一般会計予算に歳入歳出それぞれ2億6,813万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ102億292万8,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、利子割交付金を215万円、自動車取得税交付金を930万円、国庫支出金を1,046万8,000円増額し、県支出金を2,184万6,000円、財産収入を908万7,000円減額し、繰入金を1億4,141万4,000円、諸収入を197万5,000円、普通交付税を1億5,876万5,000円増額するものであります。

主な歳出につきましては、総務費におきまして、総務管理費といたしまして、社会保障税番号制度システム変更委託料を513万8,000円減額するものであります。

民生費におきまして、老人福祉費といたしまして、老人ホーム入所措置委託料を800万円、重度障害者医療対策費といたしまして、重度障害者医療費を1,000万円、介護保険対策費といたしまして、福岡県介護保険広域連合費を1,137万4,000円、それぞれ減額し、臨時福祉給付金費といたしまして、国庫補助金返還金に1,353万3,000円を追加し、児童福祉振興費といたしまして、児童手当を900万円、子ども医療対策費といたしまして、子ども医療費を1,500

万円それぞれ減額するものであります。

農林水産業費におきましては、林業振興費といたしまして、町営林の施業に係る手数料を2,092万5,000円減額するものであります。

土木費におきましては、道路橋梁費といたしまして、七曲り線及び山手郷の原線道路改良工事費を3,000万円減額するものであります。

消防費におきましては、常備消防費といたしまして、粕屋南部消防本部分担金を666万2,000円減額するものであります。

また、諸支出金におきましては、国民健康保険特別会計繰出金に9,840万6,000円、篠栗北地区産業団地整備事業特別会計繰出金に2億9,141万4,000円追加するものであります。

その他、歳出の補正につきましては、主に事業費の確定、入札残、経費節減等の執行残による減額補正であり、歳入につきましては、補助金などの確定に伴う財源更正であります。

次に、繰越明許費につきましては、個人情報保護条例関連例規整備支援事業108万円、通知カード・個人番号カード関連事業等の委任事業311万9,000円、津波黒地区水路法面防災工事4,928万5,000円を追加いたしております。

また、地方債につきましては、借入限度額を変更するものといたしまして、七曲り線道路改良事業費の減額に伴い、自然災害防災事業債を9,980万円から7,480万円へ変更するものであります。

議案第25号は、「平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について」であります。

本議案は、平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、主に一般会計から1億円の法定外繰入、保険給付費並びに共同事業拠出金等の補正を行うもので、歳入歳出それぞれ1億4,330万7,000円減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ38億2,345万円とするものであります。

議案第26号は、「平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」であります。

本議案は、平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、保険料歳入見込みによる補正、基盤安定繰入金金の確定による補正を行うことにより、歳入歳出それぞれ1,759万6,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億9,957万7,000円とするものであります。

議案第27号は「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正

予算（第4号）について」であります。

本議案は、篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算に、歳入歳出それぞれ3億8,588万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億1,180万7,000円とするものであります。

議案第28号は、「平成29年度篠栗町水道事業会計補正予算（第4号）について」であります。

本議案は、平成29年度篠栗町水道事業会計予算を、篠栗町統合型GIS構築・運用業務委託にかかる平成29年度から平成34年度までの債務負担行為を補正するもので、補正限度額を100万5,000円を追加し、限度額を1,248万1,000円とするものであります。

議案第29号から議案第34号までの6議案は、平成30年度の各会計の当初予算であります。

議案第29号は、「平成30年度篠栗町一般会計予算について」であります。

予算総額は、93億6,905万3,000円で、前年度当初予算に対し3億1,313万5,000円の減額となっております。

前年度予算との主な相違点のうち増額要因といたしましては、障がい者福祉及び児童福祉サービスに係る経費などで、減額要因といたしましては、篠栗駅東側自由通路工事費の減少及び道路橋梁費及び架線に係る工事請負費の削減などがございます。

なお、平成30年度の予算編成につきましては、新たに策定されました第6次総合計画を踏まえ、限られた歳入財源を有効に利用できる事業を選定し、歳出削減に努めております。

歳入の主なものといたしましては、まず、町税は、収納対策の強化及び近年の経済状況に基づき、対前年度比5,776万4,000円増の30億9,271万4,000円を計上しております。

次に、地方交付税は、普通交付税におきまして、対前年度比1億2,329万9,000円減額の17億5,881万1,000円を計上いたしております。

次に、国庫支出金は、篠栗駅東側自由通路の整備に伴う社会資本整備総合交付金の減額などにより、対前年度比3,124万4,000円減の12億888万3,000円を計上いたしております。

次に、寄附金は、ふるさと納税の寄附金を対前年度比400万円増額し、500万1,000円を計上いたしております。

次に、繰入金は、基金の繰入で対前年度比3,395万4,000円減の9億円を計上いたしております。

最後に繰越金は、対前年度比8,000万円減の1億円を計上いたしております。

続きまして、歳出の主なものといたしましては、まず、総務費といたしまして、総務費において、包括業務委託料2億4,570万1,000円、篠栗駅東側自由通路工事費2億2,000万円など、前年度比2億1,285万1,000円減額の15億2,551万5,000円を計上しております。

次に、民生費におきまして、自立支援サービス給付5億1,747万5,000円、児童運営費委託料8億506万1,000円など、前年度比1億614万2,000円増の32億8,446万1,000円を計上いたしております。

最後に、土木費におきましては、道路橋梁費、橋梁及び河川の維持補修工事費の減額により、前年度比2億2,973万円減の2億7,602万5,000円を計上いたしております。

続きまして、債務負担行為につきましては、小葉山線林道開設事業の事業におきまして、平成30年度から平成33年度までに総額6,309万円の債務負担行為を行うものであります。

最後に、地方債につきましては、臨時財政対策債のほか6つの事業債を総額4億4,224万3,000円計上するものであります。

議案第30号は「平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」であります。

予算総額は、29億9,187万1,000円で、前年度当初予算に対し20.9%の減額となっておりますが、これは、県と共同保険者となる制度改正によるものであります。

歳入につきましては、国民健康保険税5億1,174万5,000円、県の保険給付費等交付金22億1,150万6,000円が主なもので、歳出につきましては、保険給付費21億6,719万5,000円、国民健康保険事業費納付金7億3,461万5,000円などが主なものでございます。

議案第31号は、「平成30年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」であります。

予算総額は、4億2,009万4,000円で、前年度当初予算に対し2.2%増額となっております。

歳入につきましては、主に後期高齢者医療保険料3億362万3,000円、一

一般会計繰入金1億1,646万3,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、主に後期高齢者医療広域連合納付金3億8,954万円を計上いたしております。

議案第32号は、「平成30年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について」であります。

予算総額は、14億7,162万2,000円で、開発造成整備によるものでございます。

主な予算概要は、篠栗北地区産業団地の開発に伴う造成工事事業を計上いたしております。

また、国交省用地の確定測量、現場技術業務に関する予算を計上いたしております。

歳入の主なものといたしまして、繰入金といたしましては、一般会計繰入金102万1,000円、町債といたしまして、産業団地整備事業債8億1,860万円、財産収入といたしまして、土地売買収入6億5,200万円を計上いたしております。

歳出の主なものといたしまして、篠栗北地区産業団地開発事業費といたしまして、施設整備工事14億961万3,000円を計上いたしております。

議案第33号は、「平成30年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」であります。

予算総額は、対前年度比では、収益的収入1.8%減、支出5.5%減となり、資本的収入44.2%増、支出は36.8%増でございます。

収益的収入及び支出においては、収益的収入8億3,073万5,000円、同支出7億8,327万円で4,746万5,000円の黒字予算となっております。

収入の主なものといたしまして、下水道使用料金4億7,040万2,000円、他会計負担金1億4,500万円。

支出の主なものといたしまして、流域下水道維持管理負担金2億6,408万4,000円、支払利息1億1,843万2,000円。

資本的収入及び支出においては、資本的収入5億9,600万1,000円、同支出7億4,175万9,000円で1億4,575万8,000円の赤字予算となっておりますが、不足する額は損益勘定留保資金等で補填する予定でございます。

収入の主なものといたしましては、企業債4億8,200万円、他会計負担金1億900万円。

支出の主なものといたしましては、建設改良費 2 億 6,700 万円、流域下水道建設負担金 3,794 万 4,000 円、企業債償還金 4 億 3,481 万 6,000 円を計上いたしております。

議案第 34 号は、「平成 30 年度篠栗町水道事業会計予算について」であります。

予算総額は、対前年度比では、収益的収入 0.08% 減、支出 15.6% 増となり、資本的収入 25.4% 増、支出は 16.5% 増であります。

収益的収入及び支出においては、収益的収入 4 億 6,323 万円、同支出 5 億 8,131 万 6,000 円で 1 億 1,808 万 6,000 円の赤字予算としておりますが、繰越利益剰余金で補填する予定であります。

収入の主なものといたしまして、水道使用料 4 億 3,171 万 9,000 円、支出の主なものといたしまして、福岡地区水道企業団受水費 1 億 9,367 万 1,000 円、支払利息 2,385 万 3,000 円。

資本的収入及び支出においては、資本的収入 1 億 920 万 1,000 円、同支出 2 億 2,024 万 2,000 円で 1 億 1,104 万 1,000 円の赤字予算となっておりますが、不足する額は、損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

収入の主なものといたしましては、企業債 1 億 920 万円。

支出の主なものといたしましては、建設改良費 1 億 2,189 万 4,000 円、企業債償還金 9,834 万 8,000 円を計上いたしております。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですね、質疑を終わります。

日程第 4、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第 9 号から議案第 34 号までの 26 議案を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの議題となっております議案のうち、議案第 9 号から議案第 11 号までは、人事案件ですので、委員会への付託を省略し、本日の日程といたします。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

次に、議案第 12 号から議案第 23 号までの 12 議案につきましては、議案付託

表のとおり、総務建設、文教厚生、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定しました。

次に、議案第24号から議案第34号までの予算関連11議案につきましては、「議長を除く11人で構成する予算特別委員会」を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定しました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより、委員長は、5番 村瀬 敬太郎 議員、副委員長は、6番 今長谷 武和 議員です。

予算審査は、補正予算の審査に引き続き、当初予算の審査に入ります。

最後に、規則2件については、所管の常任委員会で報告を受けていただきたいと思います。

日程第5、議案第9号「篠栗町固定資産評価員の選任について」を議題といたします。

議案の説明に入ります前に、当事者であります 松田 秀幹 氏の退出を求めます。

では、議案の説明を、山口税務課長に求めます。

○税務課長（山口 茂幸） おはようございます。

それでは、議案の朗読をいたします。

議案第9号「篠栗町固定資産評価員の選任について」

次の者を篠栗町固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

〈記〉

住所 糟屋郡篠栗町大字田中58番地3

氏名 松田 秀幹

生年月日 昭和32年12月10日

平成30年3月1日提出、篠栗町長 三浦 正

（提案理由）

現固定資産評価員 城戸 清壽 氏の辞任申出により新たに固定資産評価員の選任

が必要となったため。

なお、次ページに履歴書を記載しておりますのでご参照願います。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの税務課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

それでは、松田 秀幹 氏の入場を求めます。

改めて、ご報告いたします。

議案第9号「篠栗町固定資産評価委員の選任について」は、原案のとおり、全員賛成で同意することに決定しました。

報告を終わります。

日程第6、議案第10号「篠栗町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案の説明を、野寄学校教育課長に求めます。

○学校教育課（野寄 勇） 学校教育課でございます。

議案を読み上げます。

議案第10号「篠栗町教育委員会委員の任命について」

次の者を篠栗町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住所 糟屋郡篠栗町大字尾仲360番地64

氏名 大浦 俊昭

生年月日 昭和26年12月30日

平成30年3月1日提出、篠栗町長 三浦 正

（提案理由）

教育委員 大浦 俊昭 氏が平成30年3月31日をもって任期満了となるため。
次ページに経歴を添付しております。
ご参照ください。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 学校教育課長。

提案理由のときに、昭和っていう字が、平成がなっておりますので、後で訂正します。

ただいまの学校教育課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

なしと認めます。

お諮りします。

本案も人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7、議案第11号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

議案の説明を、井上福祉課長に求めます。

○福祉課長（井上 勝則） では、議案の朗読により説明をさせていただきます。

議案第11号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住所 福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4311番地の2

氏名 十時 和子

生年月日 昭和22年4月6日

平成30年3月1日提出、篠栗町長 三浦 正

（提案理由）

現人権擁護委員 十時 和子 氏が、平成30年6月30日をもって任期満了となるため、再任の候補者として法務大臣に推薦するため。

なお、次ページに履歴書を掲載しておりますので、ご参照お願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの福祉課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案も人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方のご起立を願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、散会とします。

散会 午前11時00分

平成30年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月5日(一般質問)

平成30年 第1回 定例会 会議録

日時 平成30年3月5日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	三 明 祐 治	税 務 課 長	山 口 茂 幸
収 納 課 長	松 岡 秀 策	住 民 課 長	村 嶋 茂 則
健 康 課 長	浦 上 利 浩	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	栗 原 俊 孝	都 市 整 備 課 長	久 芳 良 行
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	岡 部 禎

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配布しております「一般質問通告書一覧」1ページの注意事項を熟読されまして、ご協力いただきますようお願いいたします。

日程第1、一般質問を行います。

質問者は5名でございます。

質問時間は、申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内とします。

この際、議員の皆様には、議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

ただし、リアルタイムでの配信を行っておりますので、質問議員も答弁者も言葉遣いには気をつけるように求めます。

発言内容を精査して、最終日に議長判断を報告させていただきます。

ご協力をお願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位1番、横山 久義 議員。

通告数は1問です。

○議員（横山 久義） おはようございます。

議席番号7番、横山でございます。

今回は、昨年末、行政専門雑誌に掲載されました自治の自画像というコラムの中で、町長の町財政に関するコメントがありました。その中に事実と懸け離れた発言やその真意が理解できない部分がありましたので、納得のいくような説明を求めたいと思っておりますが、その前に、先月の2月16日、西日本新聞に「福岡都市圏転入目立つ」との見出しで、昨年の県下の市町村別の転入転出超過数が掲載されておりましたので、そのことに少し触れておきたいと思っております。

我が町では、昨年は、町中心部に幾つかのマンションが建ち、人口が増加していると期待しておりましたが、残念ながら194名の減少で、しかも、糟屋地区では、ほかの市や町では増加しているのに、我が町だけが一昨年に続き人口が減少をいたしております。

町が活性化され、町政が順調であれば人口の増加や財政状況を示す数値にその結果は現れると思っております。

つまり、2年間で人口を326名も減少させるようでは、お世辞にも町政が順調だとは言い難いと思いますが、この人口減少についての質問は、第5次総合計画が本年度で終了いたしますので、その結果を踏まえ、6月議会でしっかりと行いたいと思います。

さて、質問の本題に戻りますが、雑誌に掲載されたコメント中、財政に関する部分を要約しますと、次のようになろうかと思えます。

前町政は、私のことですが、起債頼みの箱物行政を行い、臨時財政対策債を使って様々な建設事業を行ったため債務が膨らんだ。

しかし、一般会計で起債残高が約170億円あったものを、2014年度までに起債残高を74億円まで縮減し、現在は正常な状態を維持している。

この記事を読み私は正直申しまして悲しくなりました。無論町のトップとして過去を冷静に検証し、将来の糧にすることは必要でしょう。

しかし、人を結果的に批判する場合、あくまで事実に基づいて行っていただきたいと思えます。自分の都合のいいように解釈し、それを公表することは、町長としての資質を疑われるということを申し上げ、具体的な質問に入ります。

一つ目、記事の中で、一般会計において起債残高が170億円あったと述べられておりますが、恐らく平成16年度のことだと思えます。

平成28年9月議会での質問に財政課長は「平成16年度における起債残高は約130億4,300万円だ」と答弁をしております。この差額約40億円は一体何の負債なのでしょうか。

お尋ねをいたします。

また、臨時財政対策債を使って様々な建設事業を行ったとありますが、私の時代に臨時財政対策債を使って建設事業を行ったことはありません。臨時経済対策債の間違いではないかと思えますが、町長の説明を求めます。

2番目、多くの箱物を建設したため負債が膨らんだような発言がありますが、箱物の意味は自治体等が建設した施設で必要でない施設のことを指すようです。その意味で発言されたのなら、一体どの施設が批判にあたる箱物なのか具体的に示していただきたいと思えます。

3番目、起債事業を活用したことに批判的のようですが、国の補助事業を有効に活用するためには、町にとって有利な起債事業をフルに使い、少しでも町費を使わ

ない方法を研究することは、町のトップの責務だと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

次、4番目にいきます。

28年9月議会で財政について質問した際、財政課長から詳しく答えてもらいました。当然、町長にも理解してもらったと思っておりましたが、そうではなかったようですから、再度、財政課長に次の項目について確認をお願いいたします。

一つ、町が借り入れすることを起債と呼びます。

昔は、起債は全て町の借金でしたが、今は国に十分な財源がないことから、本来国が負担すべき補助金や地方交付税の一部を一旦町に起債させ、その後分割で交付税に算入する手法を用いるようになったことから、額面上、町の負債が膨らんだように見えます。

しかし、実はそうではないことを数字で示してもらいましたが、今回はさらに分かりやすい表現で示したいと思います。

国に豊富な財源があれば、国の負担分は起債しなくてよいこととなります。その場合、町の起債残高は全額、純粋に町が負担すべき金額となるはずですが。

そこで、平成16年度と28年度の純粋な町の起債残高を求めますと、平成16年度は、見かけ上の起債は130億4,300万円ですが、国の負債分97億円を差し引いた実質の町の起債残高は33億4,300万円になります。

同じように、28年度では、見かけ上の起債残高は66億9,500万円ですが、国の負担分61億4,700万円を差し引いた実質の起債残高は5億4,800万円、平成16年度から28年度までの12年間で27億9,500万円、町の実際の負債は減少したことになりますが、それで相違ないかどうか、確認をお願いいたします。

次は、町の積立金についてですが、積立金は、平成16年度46億2,500万円だったものが、28年度では27億7,400万円に、12年間で18億5,100万円減少をしております。

そのことに間違いはないか確認を願います。

最後に、平成16年度と28年度における実際の負債額と積立額の差は、16年度は積立金の方が12億8,200万円多かったものが、28年度では積立が22億2,600万円多く、この12年間で約9億4,400万円積み立てが増えたこととなります。

このことに間違いがないかどうかを確認をお願いします。

以上です。

○議長（阿部 寛治） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

ただいま、横山議員から「行政専門雑誌に掲載された町長のコメントについて」とご質問がございました。各項目ありましたので順次答弁をいたしますが、通告書の内容の文書がかなり厳しいものでございましたので、私もかなり厳しい答弁をしておりましたが、一部割愛して答弁いたしますので、その辺は原稿と違いますけどご了承いただきたいと思います。

1 から 3 番目につきまして私から、そして 4 番目につきましては、財政課長から答弁いたします。

まず、最初の質問についてでございますが、雑誌記者との 2 時間程度の雑談の中で、私はかねてから一般会計における起債残高は 1 3 0 億円と認識しておりましたので、1 0 年間で 7 0 億円程度減少したと様々な場面で申し上げておりました。そのようなやり取りをする中で、下水道の起債部分も含めて約 1 7 0 億円程度になった話も確かに申し上げました。

私も掲載された記事を読んだ時に「ありゃ、間違ってるな」と思いましたが、途中で原稿の校正依頼など何もない状況で記事となったものでございまして、誤解を招く内容となったことをおわび申し上げます。

また、臨時財政対策債と臨時経済対策債と混同して私が話すはずは毛頭ございませんで、臨時財政対策債のことも対談の中で申し上げたことから、こうした間違った内容になったと推察するわけでございます。

ライターの記事についてメールで問い合わせましたが、取材記録にはメモですが、1 7 0 億円と書いているということでございました。「自分の書き方が短絡的であったかもしれない。もう少し確認すべきだったのかと申しわけなく思っている」旨の返信をいただいておりますことをご報告申し上げます。

そもそも、この取材の申し出をいただいた主旨は、「平成 2 8 年 1 1 月に 4 選を果たされたが、今後の政策課題についてお話をお聞きしたい。」との依頼でございました。

私は、努めて前町長に配慮し、事実のみを話したつもりでございました。横山議員が憤られるのは無理ないことではございますが、決して過去を誇張するために意図的に債務残高を水増しして話したというようなことはございませんので、誤解のな

いようにしていただきたいと思います。とは言え、誤解を招く記事となりましたことを改めてお詫び申し上げます。

次に、2番目の質問についてですが、本当は雑誌記事の内容を全部読んでお聞かせしたいところですが、それをするとまた自分のことばかり言っているようになって私の本意ではございませんのでいたしません。

しかし、私に対談の中で指摘したのは、「臨時経済対策債、これは間違っただけで臨時財政対策債と書かれておりましたが、臨時経済対策債を使って様々な建設事業を行ったために債務が膨らんでいた。交付税措置期間は据置期間を含めて15年間だが、公共施設は長期間使われるので返済期間を30年間に延長していた。15年間の交付税措置が終わると、急激に町の財政負担が増すことになる。」という点を申し上げました。

このことについて、既に議会でも、あるいは広報ささぐりやまちづくり行政説明会においても度々指摘してきたところですが、当時の財政担当者に聞いてみますと、30年の償還期間としているが、できるだけ繰上償還をしていく予定だったとのことでした。それならば、なぜ交付税措置がある期間に、一定額を減債基金に計画的に積み上げる手段を議会に対しても説明し、実行されなかったのかと残念な思いがいたすわけですが、

さらに、当時の前町長派議員からは、議会の度に、私が苦しくなる財政状況の説明をすると「実質公債費比率がマイナスではないか。こんな良好な財政状況は他の自治体にはない。」と間違っただけで理解のもとに意見を述べられていました。どうして議会に対して、真実を述べられなかったのかと残念でなりません。

次に、3番目についてですが、起債事業の活用について批判的のご指摘ですが、全ての起債事業を批判しているものではないかと伺います。現在においても、災害防止、循環型社会の形成等、積極的に起債を活用し、予算編成をしているのが現状かと伺います。

4番目については、財政課長から答弁をいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、財政課長。

○財政課長（立花 博友） それでは、4番目につきまして、私の方からお答えいたします。

まず、最初の純粋な町の起債残高はということですが、横山議員が言われるとおりでございます。積立金以降につきましては、最初に28年度に答えた分につきましては、国保準備基金2億5,000万円が含まれておりました。今回、同額の方

を計上しておりませんので、国保準備基金を除いたところで、再度お答えいたします。

平成16年度は、基金残高は40億6,200万円、積立基金は34億9,200万円で、市町村災害基金等が5,700万円でございます。

平成28年度につきましては、横山議員がおっしゃるとおりで、国保準備基金5億7,000万円は除いた数字でございます。

最後に、実質の負債額と積立金額の差をということで、平成16年度は2億5,000万円除いておりますので10億3,200万円。

28年度につきましては、横山議員がおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） どうぞ、横山議員。

○議員（横山 久義） 再質問の前に少し説明をさせていただきたいと思うんですけども、私は現職の時にですね、最も財政に関して力を入れたと言いますか、今でこそですね、いわゆる実質国の、いわゆる負債ですね、いわゆる交付税算入額というのは数値である程度出てきます。

しかし、以前はですね、一つ一つの事業をひも解いていかないと分からない。

しかしそれをですね、担当職員、時間をかけて一つ一つひも解いてですね、いわゆる、毎年、今年度の実際の国の、いわゆる借金が幾らですよと、町の借金は幾らですよと。それをですね、把握してないと財政運用できないと思うんですよ。見かけの起債残高だけを見てですね、もし例えばそういう時に、国のいい補助事業があったとする、そしてどうしてもその補助事業にのせたい、例えば何か建設があったとします。

しかし、見かけ上の起債残高を見てですね、それを信じてやったら怯えてしまうんですよ。ですから常に、冷静に町の負債が、本当の負債が何ぼなのか、そして積立が何ぼなのか。そして、その差がどれだけあるのか、余裕があるのか。そういうものを常に把握しながら、事業というものはやっていかなきゃいけないんじゃないかなということで、最近は何もですね、そこいらを気付いたんでしょう、数値で出るようになっております。

だから、以前は恐らく全国でも、そんなに国の実際の負債を計算する自治体はなかったんじゃないかなというふうに思っております。それだけやはり財政というものはシビアにですね、考えていかなければいけない。

そして、この12年間で、この雑誌のコメントにですね、いわゆる健全化をやり

ましたよということですが、平成16年の時もですよ、積立額との実際の負債との差はちょっと私が言ったのと違っておりますけれども、それでも積立の方が多いわけですよ。別に不健全な状態じゃなかったということなんですね。

ですから、もしあのコメントいうんなら、さらに充実させると、健全な財政をさらに充実させたというふうな表現の方が私は良かったような気がします。そうしないと、以前が不健全であって、自分で健全化しましたよというふうになりますけども、この12年間で、恐らく12億ぐらいですかね、いわゆる積立が増えたのが、年に換算しますと1億程度ですよ、この12年間は大きな事業はあってません。それで、1年間に1億積み立てましたよと、それぐらいのペースだったらですよ、これから先、将来を考えたときにですね、本当に財政運営できるんだろうかと思えます。

今、篠栗駅のいわゆる東側自由通路が今建設中でございますが、当然これ起債を受けているわけですが。

ですから、その中の工事費の全てがですね、町の負担であるとは思っていません。しかし、見かけ上は、一つ事業をやると、それはほぼなくなってしまいうような感じなんですね。

ですから、本当はこの12年間で、もっともっと私は積み立てを増やして欲しかった。それが本音です。

そのためには、やはり血のにじむような行財政改革をですね、やっていかなければいけなかったと思えます。

でも、過去のことをここで言っても仕方ないから、これからはですね、やはり行財政改革をもっともっと、町長だけじゃなくて、職員全員でですね、血眼になってやらなきゃいけない。

だから、監査委員からの指摘がありましたように、補助事業を使わな過ぎる、だから補助事業を使うことも一つの策なんですね。

だから、そういうことをやはり一人一人が真剣に考えてやっていかないと、町のこれからは何もできなくなると思えます。

ですから、一つだけ町長にお聞きしたいのは、行財政改革に対してのですね、取り組みをですね、どのようにやられるか、具体的な事はいいません。

その決意のほどですね、お聞きしてみたいと思えます。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 本定例会の施政方針の中で、もう一度、行財政改革をやらなけ

ればいけない時代だっていうことを私が申し上げました。

そして、今年1年、年末までかけて職員間でしっかり協議をし、そしてまた、外部の審査会に諮問して、そして来年度からスタートしたいと。そして、なおかつこれについては、前回の5年間というよりも、もっとスピード感を持って3年程度で仕上げたいと、計画をしっかり立て上げたいというふうなことを申し上げました。

その中にはですね、今後の人口構成の変化等々もありますし、そういうことを見据えた上で、将来不要となる公共施設等々もあるんじゃないかと。これについては、廃止あるいは私どもが課題としております役場建物の耐震化構造の基準に合致していないということから、移転あるいは改築・新建設等々の大きな課題もあるわけでございます。その辺のもろもろの課題を浮き上がらせた上で、皆さんとともにやっていきたいというふうに思っているわけございまして、漠然とした話でございますけれども、これから半年間程度、しっかり役場内で検討した上で、この新たな行財政改革がしっかり結果を出せるように、進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 久義） 以上で、質問を終わります。

○議長（阿部 寛治） では、次の質問順位にまいります。

質問順位2番、大楠 英志 議員。

○議員（大楠 英志） 議席番号8番、大楠 英志でございます。

「公共下水道区域外における浄化槽維持管理費の補助を求める」とのタイトルで一般質問をさせていただきます。

篠栗町の中山間地区には、それぞれの山の谷あいには民家が点在し、町民の方が暮らしてあり、先祖から引き継いだ田畑や山林を守ってあります。

このほとんどの地域は、上下水道の区域外で、一部を除いて上下水道の恩恵はありません。

生活用水は、ボーリングや井戸水、谷水を取水して利用してあります。

また、下水処理はくみ取りや単独浄化槽、合併浄化槽で、それぞれ各所帯において費用を負担してあります。

特に、合併浄化槽においては、今まで私は議会におきまして、中山間地区の生活改善、河川・水路の環境保全や整備等で合併浄化槽の推進を訴えてまいりました。平成27年の後半に、自宅にも合併浄化槽を設置して使用をしています。大変、快適・衛生的で家族一同喜んでいきます。

ところが、今までのクリーントイレ、くみ取り便槽に比べますと、年間2倍以上の経費が必要になることが分かりました。

一例を挙げますと、合併浄化槽設置工事費7人槽においては、約150万から230万円程度の工事費が掛かってまいります。これは、宅内の広さ、トイレ数等の相違がございますが、篠栗町から補助金として59万4,000円、改造・増築の場合は、10万円がこれに加算をされまして、合計69万4,000円が設置補助金として支給されています。この59万4,000円の補助金には、国県それぞれから13万8,000円の補助金も含まれています。

合併浄化槽の管理費におきましては、7人槽において、ひと月5,724円、12か月で年間6万8,688円がかかっております。

くみ取りの場合ですと、今まで30日から45日に1回約3,000円で、年間3万から3万6,000円で行っていました。

5人槽ですと月5,292円、12か月、年間の管理費が6万2,400円で行っています。

くみ取りの場合、やはり30日から45日に1回で約2,300円、年間2万3,000円から2万7,000円くらいで行っていました。

このように維持管理に要する費用は、くみ取りに比べ費用が高額で負担が大きくなっています。

中山間地区は高齢者の所帯が多く、年金暮らしの中で、この管理費は負担が大きいと考えます。今後、合併浄化槽の整備推進を図る上におきましても、管理費の負担が大きな課題と考えられます。

以上の理由におきまして、維持管理費の補助を求めるものでございます。

この件につきましては、公共下水道区域外及び区域外が一部含まれる6行政区長からの要望書が、平成29年2月に提出してあります。

要望の趣旨は、浄化槽維持管理費の補助について、維持管理に要する費用は、従前のくみ取りに比べ高額で、高齢・過疎化が進む山間部の住民にとりましては大きな負担となっています。このことが、浄化槽整備推進の障害の一つとも考えられます。

この状況をご理解いただき、公共下水道区域外に設置した浄化槽の保守点検、清掃等の維持管理費の一部について補助を要望するものです。

町当局のご配慮をお願いします。

以上のような、切実な要望書が提出されております。要望に沿った回答をいただ

きたいと存じます。

町長の答弁を求めます。

○議長（阿部 寛治） では、三浦町長、答弁をお願いいたします。

○町長（三浦 正） 大楠議員からの「浄化槽維持管理費の補助を求める」というご質問についてお答えいたします。

本町では、約510ヘクタールを下水道整備区域として指定しております。

指定区域外には、平成28年度末現在1,200人程度の方が生活していらっしゃいます。

町では、生活雑排水による公共用水域の水質悪化の防止と設置者の浄化槽設置費用軽減を目的といたしまして、平成14年度から篠栗町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を整備し、現在も補助金の交付を行っているところでございまして、対象人口の約42%の方が利用していただいているところでございます。

豊かな自然環境を保全するためには浄化槽のさらなる普及が不可欠であることは十分理解しておりますが、先ほど、6行政区からの要望書の内容については検討をいたしますということをおきながら、自主的に棚上げになっていることは大変申しわけなく思っているところでございます。

議員のご要望につきましては、近隣の市町の状況等を勘案して、改善策を検討し対処してまいりたいと考えております。

状況等の詳細につきましては、都市整備課長から説明をいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（久芳 良行） それでは、大楠議員の「浄化槽維持管理費の補助を求める」のご質問にお答えいたします。

議員のご質問の中にありました昨年2月に関係6区の区長さんから提出されました要望、その際に、要望に伴います近隣の糟屋地区内の状況について調査いたしましたのでご説明いたします。

現在、糟屋地区内で浄化槽の設置に対する補助を行っているのは、本町のほか、古賀市、宇美町、新宮町の1市3町であります。

一般的な家庭が設置する浄化槽の5人槽・7人槽で、設置費に対する補助金の比較を行います。本町では、5人槽に対しては45万4,000円、古賀市33万2,000円、宇美町34万2,000円、新宮町39万2,000円。

先ほど大楠議員の質問の中にありました7人槽につきましては、本町59万4,000円、古賀市、宇美町が同額の41万4,000円、新宮町が54万5,000

円となっております。本町がそれぞれ5万円から18万円多く補助金を交付しております。

本町の補助金は、国及び県が設置している基準額に対して、5人槽は12万2,000円、7人槽は18万円を、それから10人槽につきましては28万1,000円を上乗せした金額を設定しております。

さらに、他町では見られない取り組みといたしまして、くみ取りや単独浄化槽からの転換の場合は、さらに10万円を改築のための補助金として上乗せを行っております。

福岡県内で浄化槽の設置補助金を交付している50市町村のうち、浄化槽の維持管理費用に対する補助を行っているのは、五つの市町があるようでございます。

近隣の糟屋地区内では、浄化槽の維持管理費に対して補助制度を実施している市町村はございません。

本町は、他町に比べ設置補助金の上乗せを実施しておりますので、ご要望の維持管理に対する補助については、現状といたしましては、設置補助金の上乗せ分が維持管理費に相当するものとして、ご理解いただければと考えます。

また、一方で環境係といたしましても、ただいまのご質問の内容を踏まえ、業者に対して価格の値下げ等、自主努力を促してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 今の答弁に対して、大楠議員、再質問をどうぞ。

○議員（大楠 英志） 再質問をいたします。

今、課長の方から補助金についての説明がありました。篠栗町は、他町から比べて多く補助をしておるということは、実際、詳細を聞いたわけでございます。これは非常にありがたいと思っております。

再質問でございますが、昨年29年3月現在の資料ではですね、篠栗町の人口が3万1,551・所帯数が1万2,994人、それで下水道処理区域の人口が2万9,218人でですね、所帯数が1万1,936でございます。

下水道区域外の人口は、先ほど約1,200人ということでございましたが、1,221人で518所帯、このうち合併浄化槽整備が513人で216所帯、単独浄化槽は55人で20所帯、くみ取りは653人で282所帯ということ、資料をいただいております。

平成29年3月現在でですね、まだ282所帯653人、区域外で約40%ということが今、答弁でいただきましたが、29年度ですね、合併浄化槽の新規の設

置数は5人槽、7人槽それぞれ新規で各一基と聞いております。大変ですね、これが、進捗状況が思わしくないと、もう15年経っておってですね、まだ、50%いってないと、この現状をですね、これをやっぱりよく考慮していただかなくてはならないのじゃないかなと思っております。

合併浄化槽設置は任意ではございますが、やはりですね、この「自然環境を守る」「河川・水路に汚水を流さない」と。

また、今後ですね、若い世代や生産人口の流入等を図るためには、やはりこの合併浄化槽設置の推進は必要と考えますが、答弁をいただきたいと思います。

現在、下水道区域外ですね、公民分館におきましては、浄化槽維持管理費に補助金が支払われております。このことは、財源が厳しい公民分館にとりまして、大変これもありがたいと感謝しておるわけでございますが、その補助理由として、やはり河川・水路の環境保全及び管理費用が高いということで、その補助に資するためと、こういうふうに理解をしておるわけでございます。

今回それからいきますと、私の一般質問の趣旨とですね、一致するようでございます。

先ほどまた課長が、この業者とも交渉するというところでございますので、やはり我々、使用者側はですね、設置した後にこれを言ってこられるわけです。最初からこの金額が一般的にわからないわけですよね。設置した後で業者の方が来られて、どこもかたってあると。「総費用を12か月で割って、この費用をお願いします。」と、そういうことを言われてですね、私のしたときは、業者の方にですね、私はね、ずっとこの議会で、この合併浄化槽を進めてきたて、「こんなに費用がかかるとやったら進められんやないか」ということでですね、かなり厳しく抗議をいたしました。また、他の業者にも連絡を取りましたらやっぱりその辺は話し合いをしてあるんじゃないかなろうかと思われま。ほとんど金額が変わらないと。

そういうことで、ぜひですね、その点は、業者の方ともやっぱり行政の方から指導なりですね、交渉をしていただきたいと思いますが、その辺も含めて答弁をいただきたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 再質問は2点ございました。

現在282所帯653人の方々が、浄化槽に変えられずに旧来型の手洗いで我慢してらっしゃると、今後の人口の流入も考えれば、この自然環境を守りつつ、こうした環境の中で快適な生活を送ることが大変重要なのではないかという趣旨のお話

であろうかと思えます。

いろんなご意見がある中で、公民館に対する維持管理費の補助金については、数年前に取り組んで実施したわけでございます。

「盆・暮れに帰ってきた子どもたちが、その孫たちが家の手洗いで用を足すことができずに樹芸の森まで行く、そういう実態があるんですよ」というお話をいただいたことも記憶しております。

ご家族皆様方が快適に、このすばらしい自然環境の下で暮らしていけるようにですね、何らかの知恵をさらに絞って、前向きに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、業者に対する私どもからの指導というお話がありましたが、それにつきましても、先ほど都市整備課長が申しあげましたように、これはいかにもその町が決めた指定の金額だからと、というような感覚でいらっしゃると思うんですが、これはあくまでも個別の業者の自主的な決定でございますので、この浄化槽の維持管理汚泥引き抜き等については、町が既定の金額を設けているわけではございませんので、その辺のところは、私どもも住民の皆様方にもしっかきお伝えしていきながら、そしてまたなおかつ業者に対しても、「営業努力も少していただきたい」という旨の私どもからのお願いも、引き続きやってまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、大楠議員。

○議員（大楠 英志） 最後、要望に変えますが、今、町長が答弁されましたように、業者の方との交渉も是非していただきたいと思えますし、また区域外の6の区長からの要望書には検討をするということでもございましたので、是非ですね、前向きの回答書が今後提出していただきますようお願いを申し上げまして、要望にかえさせていただきます。質問を終わります。

○議長（阿部 寛治） 質問順位3番、田辺 弘之 議員。

○議員（田辺 弘之） 議席番号2番、田辺 弘之でございます。

本日は、篠栗町が平成27年に「自治体データ利活用分析システム」を導入いたしました。その活用についてお尋ねいたします。

「自治体データ利活用分析システム」は、平成27年主要施策の成果説明及び財産に関する調書に「篠栗町住民情報統合基盤を利用した子育て計画支援業務」と記載されており、「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の一環として、篠栗町人口ビジョンの実現化の子育て計画支援事業を支える基盤として導入されたものと

思います。

人口ビジョンの全体構成は、まず、人口の現状分析として、（１）人口動向の分析。（２）将来人口推計と分析。（３）人口の変化が地域将来に与える影響の分析・考察。

次に、人口に関する現状と課題整理として、（１）現状分析からの把握。（２）各種調査からの把握。これは、アンケート調査結果、団体ヒアリング調査等が含まれます。（３）人口ビジョンにおける重点課題。

そして、これらをもとに人口の将来展望として、基本的な視点や目指すべき将来の方向を決めていくと記載されております。

第６次総合計画案でもシティプロモーションの推進が大きく取り上げられております。シティプロモーションの持つ意味を端的にいうと、「都市や地域の売り込み」になります。

一番大きな要素は、自治体の知名度の向上ですが、それを実現させるための具体的な取り組みとして、情報交流人口の拡大、定住人口、交流人口や協働人口の増加や、人口還流の実現をすることによって、地域活性化が図れると言われております。

これらの点を考慮すると、シティプロモーションの推進には、人口の推移や人の流れの要因の把握がとても重要な要素になるのではないのでしょうか。

また、これから実施されるこの第６次総合計画は基より、今後の空き家対策や平成２７年１２月に公表された篠栗町公共施設等総合計画の実施の際にも、町長の答弁に先ほどありましたが、なぜそこに新しい施設を設置する必要があるのか、またその地域にどういう人が何人いるのかといった数字の裏づけも必要だと思います。

そこで、このシステムがどのように活用されているのかをお尋ねいたします。

①自治体データ利活用システムの概要。②このシステムがどのように活用されているのか。③構築が完了した統合型地図情報（GIS）システムとの関連はどうか。④篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略のKPIのPDCAに有効なのか。⑤篠栗町人口ビジョンには、自然動態・社会動態の推移なども考慮されておりますが、総務省のRESAS「地域経済分析システム」との活用も可能なのか。の５点、以上、よろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） どうぞ答弁をお願いします。

○町長（三浦 正） それでは、田辺議員の「自治体データ利活用分析システムの活用について」に答弁をいたします。

国立社会保障・人口問題研究所が２０１３年３月に推計いたしました２０４０年

の本町の将来人口は2万9,158人となり、2060年には2万5,343人と現在人口から6,000人程度減少すると推計されました。これを受けて、直面する人口減少に対応するため、2015年度に「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。19の取り組みによる新たなまちづくりに踏み出しているところでございます。

総合戦略は、KPIいわゆる重要業績評価指数を設定することが義務づけられておりまして、2018年度までの期間内にKPIを達成することで、2060年の目標人口2万9,000人への足掛かりとするものでございます。

しかし、ここ数年の篠栗町の人口は微減の傾向にあり、自然動態いわゆる出生数から死亡数を差し引いたものは微増傾向にあるものの、社会動態いわゆる転入数から転出数を差し引いたものは転出数が上回り、人口微減の要因となっているのも事実でございます。

今回のご質問の「自治体利活用分析システム」いわゆる「地方創生システム」は、地域活性化・地域住民生活等支援交付金、地方創生先行型交付金を活用して2015年度に全国に先駆けて導入をいたしました。

システムの詳細な概要について、また、ご質問の項目については、まちづくり課長から答弁をいたさせます。

○議長（阿部 寛治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（三明 祐治） それでは、最初にシステムの概要についてお答えをいたします。

本町が所有する住民情報、税情報、福祉、保育、医療保険、財務会計などの蓄積された情報を活用し、一元化することで人口ピラミッドや地図などを用いてグラフィカルな見える化を行い、人口の推移、人口移動など月単位の更新による最新の情報を視覚的に確認することができます。

また、行政区や学区などエリアを絞って表示することが可能となっており、より地域の現状を捉えることができます。

その他に、健康管理情報における健診情報など健診項目ごとに受診率の把握が行え、これに関しましても、行政区や学区単位で表示することが可能となっております。

次に、活用方法といたしましては、総合戦略のKPIの達成度の把握はもちろんでございますが、今回策定いたしました第6次篠栗町総合計画の施策立案におきましても、町の動向や人口動態など5年先の展望のために活用を行ったところでござ

います。

また、啓発が進まない事業におきましては、地域の絞り込みを行うことで、ピンポイントに注力することが可能となります。

今後は、事業の方向性や新規事業導入の検討、そして進行中の事業の今後の在り方など、データによる説得力のある効果的な検証が行えるものと考えております。

次に、GISとの連携でございます。

地方創生システムは、分析を主とするシステムであることから、連携につきましては、現在、計画はしておりませんが今後の運用次第で連携する方がより効果的であると判断されるのであれば、検討を行っていきたいと考えております。

次に、「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略のKPIのPDCAに有効か」とのご質問でございます。

総合戦略は、人口減少に歯止めをかけることが目的でございます。

しかし、現状分析における自然動態や社会動態の増減は総体的に捉えることができますが、転出の目的や年齢構成、転出先など、その背景を横串的に捉えることは容易でないことから、転出者に協力をいただき転出者アンケートを実施しているところでございます。このアンケートデータと地方創生システムを併用し、過去のデータとの対比を行うことで人口推移の見える化が図られ、より効果的なPDCAサイクルの循環が行えKPIの達成に近づくものと考えているところでございます。

次に、産業経済省との内閣官房が提供している地域経済分析システム（リーサス）との併用活用の件でございます。

現在は、そこまでに至っておりません。

しかし、将来的にリーサスとの連携を取ることが可能となれば、地域経済や産業構造、観光情報などの多角的にデータを取り込むことで、様々な分野における本町の現状を掘り起こすことが可能となるのではないかと考えておるところでございます。

今後、地方創生システムの活用範囲が広がることで、様々な施策の見える化を進めるとともに、将来的には行政と住民が一体となった連携を促し、皆で知恵を出し合っ解決策を探る言える化の実現を目指したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 答弁が終わりましたが、再質問ございますか。

はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 今の最後の答弁で「皆で知恵を出し合った解決策を考える」

とありましたが、この「自治体データ利活用システム」、答弁では「地方創生システム」と言われておりますが、どの程度の範囲で役場内の職員の方々が閲覧できるのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（三明 祐治） どの程度の範囲で役場内の職員が閲覧できるのかとのご質問でございますが、この地方創生システムは、住民情報や税情報、福祉情報のデータを活用し、本町のL G W A N端末のパソコンに展開するものでございます。

ただし、個人を特定するようなものでないことから、全職員対象に利用できる環境としております。

○議長（阿部 寛治） 再質問ですね。

はい、どうぞ。

○議員（田辺 弘之） 今もありましたけども、「この本町が所有する住民情報や税情報とか、保育などの蓄積された情報などを活用して、一元化して人口ピラミッドや地図などを用い、グラフィカルに見える化を図ることができる」との答弁がありましたけども、そういった形で展開されると思いますが、さらに、こういった形で発展性を考えておられるのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、三明課長。

○まちづくり課長（三明 祐治） 将来的には地方創生システムを住民に公開し、本庁や各区、校区別における人口推移の現状に関心を持っていただくようになればと考えているところです。

それによりますと、まずは、町職員が地方創生システムの活用の幅を広げ、町の現状を敏感に捉えることにより、様々な施策に反映できるよう取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（阿部 寛治） 伺いますか、何か。

はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） それをするためにも、最初に申しましたとおり、人口に関する現状と課題整理には、各種の調査からの把握として、アンケートやこの団体ヒアリング調査が重要になると思います。

アンケートデータとして、横串的に捉えるとしてアンケートデータだと併用しているとのことですが、具体的なアンケートの方法や活用された例を教えてください。

○議長（阿部 寛治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（三明 祐治） 先の「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」のK P Iに有効かとのご質問の中でも回答しておりましたが、転出者アンケートをはじめ、様々な計画策定を行う上で、住民の思いを計画に反映させるために、様々なアンケートを実施しているところでございます。

近年では、篠栗町総合戦略、高齢者保健福祉計画、地域福祉計画、地域福祉活動計画、放課後児童クラブ利用者や、これから利用する保護者へのアンケートなどを実施しているところでございます。

○議長（阿部 寛治） 答弁が終わりましたけど。

はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） いろんなことを反映していただいていると思います。

これで質問は終わりますが、最後に要望として3月1日の町長の施政方針で、篠栗町ホームページをリニューアルするとありました。

この地方創生システムを活用し、広く住民にも情報公開のツールとして、いろいろな情報をグラフィックしたり、見える化の工夫をしていただきたい。

それとまた、この地方創生システムは、せっかく、全国に先駆けて導入されたものとのことでしたので、役場内でもいろいろな情報を共有するツールとして、多くの職員の方々が有効活用していただきたいことを要望して、私の質問を終わります。以上です。

これで終わります。

○議長（阿部 寛治） 議員の皆様、ちょうど1時間経過しましたので、10分ほど休憩を取りたいと思います。

暫時休憩をいたします。

再開は11時10分からとします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（阿部 寛治） では、再開いたします。

質問順位4番、荒牧 泰範 議員。

質問は2問です。

まず、第1問目からお願いいたします。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番、荒牧でございます。

同項目の質問ですが、今、議長からご指摘ありましたように、1問目は町長に、2問目は教育長にお尋ねしたいと思います。

まず初めに、町長にお尋ねいたします。

「健やか親子21推進で子育て層の流入を願う」ということで、厚生労働省が進める「健やか親子21」の趣旨に基づき、母子保健の充実により子育てしやすい町づくりを実現し、若い夫婦の転入を図ることが町の将来を切り開く有効的な手段と思います。

そこで、母子手帳の発行時に家族の幸せな気持ちや生まれ来る子への思いなどを手帳に書き記すことを窓口で強く勧めることで、親の幸福感の向上や児童虐待の一次予防を図り、後にその子どもに読ませることで親の気持ちが伝わり、自分の存在意義を知り、思いやる心を持つこととなり、自殺やいじめを防げると思います。

出産直後の親の孤立やうつ病を防ぐために、回数が限られるでしょうが、外出しやすいようにタクシー券の配布やベビーシッターの派遣、産後ケアの充実などを行い、子育てしやすい町を具体化し選んでいただける自治体を目指してはいかがでしょうか。

加えて、高齢者や時間に余裕のある方に、公民館などで音楽演奏や絵画・彫刻・書道に料理教室など、就学前の子どもも含め保護者も一緒に学ぶことができるコミュニティの場を作り、町が行っている母親学級や親子サロンなどの発信型でない住民による組み立て型事業の展開を図り、居住地として選んでもらえる町づくりをされてはいかがでしょうか。

町長にお尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） では、町長どうぞ。

答弁をお願いします。

○町長（三浦 正） それでは、「健やか親子21推進で子育て層の流入を願う」というご質問にお答えいたします。

荒牧議員ご案内のように「健やか親子21」は、全ての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指して、関係者や関連機関・団体が一体となって、その達成に向けて取り組む国民運動でございまして、「切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策」「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」「子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」という三つの基盤課題を設定いたしまして、さらに、重点課題として「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」と「妊娠期からの児童虐待防止対策」を掲げております。

本町におきましても、篠栗町健康増進計画「ささぐり健康プラン」におきまして、健やか親子21の内容を織り込んだ母子保健計画を含めた計画の策定を行っている

ところでございます。

また、平成30年度に開設予定の子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対しての切れ目のない、総合的な支援を行う拠点であり、まさに健やか親子21推進の一翼を担うものでございます。

具体的なお質問に対しましては、健康課長からお答えいたしますのでよろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） 健康課長。

○健康課長（浦上 利浩） それでは、引き続き、荒牧議員のご質問の中の具体的な提案につきましてお答えいたします。

まず、「母子手帳を発行する際に、家族の幸せな気持ちや生まれてくる子どもへの思いなどを、この母子手帳に書き記すことを強く勧める」ということにつきましては、議員のご意見のとおり、親の幸福感の向上や子どもの健やかな成長に有意義なことだと認識しております。

現状におきましても、母子手帳発行の際は、数種類の色柄の手帳から自分の好みのもので選んだ上で、その手帳に自分や家族の思い、うれしい気持ちや不安な気持ち、いろいろな感情や出来事を書き込むことで、子どもへの愛着心がさらに高まり、その後の育児で悩んだときには、その手帳を見て元気づけられ、子どもと一緒に振り返ったときには、子どもは自分がとても大切にされていることを再認識し、親に対する感謝の気持ちが高まることなど、妊婦さん一人ひとりに丁寧に説明しながら対応しているところでございます。

次に、妊産婦の孤立やうつを防止するため、タクシー券等の配布やベビーシッターの派遣、産後ケアの充実など、妊産婦への保健サービスをさらに充実すべきというご意見でございますが、このような個別のサービスにつきましては、妊産婦への意向調査等を十分に行った上で、真に必要なサービスについては、検討してまいりたいと思っております。

なお、現在実施している産後支援ヘルパー事業につきましては、産後のみならず、産前においても利用が可能となるよう検討しておりますほか、産後ケア事業につきましては、広域化の可能性も含め、糟屋地区の他の市町と協議検討しているところであります。

次に、「各公民館等で高齢者や就学前の子どもと保護者が一緒に学べるコミュニティの場、住民による組み立て型事業の展開を」というご提案でございましたが、現在社会福祉協議会の子育てサロンなど先駆的な取り組みもありますので、社会福

祉協議会やこども育成課等、関係各課、関係機関と連携を図りながら検討してまいりたいと思っております。

議員のご提案のとおり、健やか親子21を推進し母子保健の充実を図ることは、子育て世代を町に呼び込むための重要な施策の一つでもありますので、今後もさらなる推進を図ってまいりたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁が終わりました。

再質問どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 健康課長には、ぜひ推進方お願いしたいと思います。

ただちょっと、何て言うんでしょう。

先ほど来、横山議員のお話にしても何してもやっぱり、町の活力というのは人口だと思っております。

その増やすためには何がしかの意味合いを持って、人様に来ていただかなくちゃいけないんですが、奈良や鎌倉や京都と違って何千年の歴史の私物があって、その観光客目当てでまた産業が発達するなんてことは、うちの町はちょっと難しいと思うんで、いっそ以前あったグリーンオアシスというよりもここで方向転換といましようか、ボーンオアシス、見たくなる町、生んで楽しい町っていうようなキャッチフレーズで若い世代に来てもらうことも一つの手と思うんですが、その辺りの発想はどんなふうに思われるか、ちょっとお答えいただけますか。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 私どもの健康課、福祉課、あるいはこども育成課等を中心とした子育てに関する専門部署でも大変努力をしている中で、一生懸命子育て世代の流入について努力をしているところでございます。

しかしながら、今お話のように何か町がどんとぶち上げることは、それなりの効果といましようか、それが効果があることも事実でございますので、第6次総合計画「篠栗みんなの羅針盤」の中ではいろいろ細かく決めているところでございますが、この概要を広報等で説明していくに当たっては、ホームページでも、そのあたりのところをしっかり前面に打ち出してまいりたいと思います。

○議員（荒牧 泰範） 終わります。

○議長（阿部 寛治） 質問2問目をどうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 次に、教育関係について教育長にお尋ねいたします。

日本では、性についてあまりオープンに語られませんが、妊娠や性感染症につい

て正しい知識を子どもたちに伝えるために、学校のみでなく家庭でも教育できるように保護者に対しても冊子を配布し、男女を問わず責任ある行動を取れるようにすべきと思います。

その際、少子化対策の意味も含め、将来の人生設計や高齢妊婦の高有病率などから、妊娠出産適齢期は概ね24歳から35歳であることも伝えるべきと思います。

また、子育てしやすい町を目指し、義務教育期間の小中学校における保護者負担を軽減するために、学習に必要な副教材費などの無償化が実現できないでしょうか。実際に9年間で給食費や制服代等を含めいくら必要なのか教えてください。

加えて、近年入学や就職試験はもとより、生涯において英語力の向上を求められている子どもたちのために、カリキュラムとは別に、学童保育や放課後の教室においてネイティブスピーカーとの会話の場を設け、なお一層のレベルアップをする機会を設けられないでしょうか。

教育長にお尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長どうぞ。

答弁をお願いします。

○教育長（西 邦彰） それでは、子育て層流入の2につきまして、お答えいたします。

学校教育における性教育においては、教育基本法に述べております「心身ともに健康な国民の育成」に基づき、体育科、保健体育科などの関連教科や特別活動・道徳科等において「心身の発育・発達と健康」「生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築すること」「性感染症等の予防などに関する知識を身につけること」などの項目で指導を行っております。

指導に当たりましては、学校全体の共通理解はもちろんのこと、「児童生徒の発達段階を踏まえること」と「家庭や地域社会との連携を図ること」を前提として、教科書だけでなく文科省や県の啓発パンフレット等があれば活用したり、PTAの研修会を開催したりして、性教育を進めているところでございます。

次に、少子化対策についてですが、平成26年11月の文科省における少子化対策指針に基づきまして、次のように実施しております。

1点目、「教育における普及・啓発」の項目におきましては、学校においては、家族・家庭・性や結婚等に関する教育として、小中学校の学習指導要領に基づく教育を実施しております。

2点目、「安心して子育てを行っていくための環境整備」の項目では、こども育成課と学校教育課において、子ども・子育て支援制度による子育て環境の充実や放課後子ども総合プランの推進を進めているところでございます。

3点目、「教育費負担軽減のための施策」の項目では、学校教育課におきまして、教育費負担を軽減するため、就学援助や各種教育補助を行っているところでございます。

それでは、ご質問の「義務教育期間の小中学校における保護者負担」につきましてお答えいたします。

篠栗町においては、小中9年間の教材費、給食費、制服代等は、学校区による違いが多少あり74万円から76万円弱となっております。

本町では、保護者の負担軽減策として、平成29年度入学者から就学援助費のうち入学準備金の事前支給を始めております。就学援助費の受給には、世帯収入等の条件があるものの入学準備金の事前支給は、本町が糟屋地区内でも最初の試みであり、子育て支援が一步前進したものと考えております。

さらに、就学援助費については、満額の受給が可能なご家庭で小中9年間の合計額は約72万円だったところを、本定例会におきまして、当初予算案の議決を受け、単価が改定されますと、平成30年度から受給額は約77万円となり5万円の増額となります。

その他にも、学校に対して校外活動費、クラブ振興費、中体連等諸大会出場に伴う費用に対して補助金を交付しており、直接的、間接的に保護者の方々の負担軽減を図っているところでございます。

今後におきましては、すぐに取り組むことが可能な事業につきましては、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

議員がご提案されました副教材費などの無償化の実現につきましては、町費が大きく伴いますので、その他の教育・子育て関連事業との優先順位を考慮しつつ、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

最後に、「子どもたちの英語力向上の機会を設けることについて」お答えいたします。

まず、「学童保育にその機会を設けることについて」でございますが、町立児童館3館及び町内認可保育所2か所で実施している学童保育事業は、放課後の子どもたちに適切な遊びと生活の場を提供し、子どもの健やかな成長を支援する事業で、宿題をする時間や遊びの時間、おやつタイムなどを設け実施しているところでござ

います。

同事業については、保護者のニーズが非常に高く、待機児童が発生している状況もありますので、まずは待機児童の解消に重点を置いて取り組みを進めていかなければならないと考えております。

次に、放課後の教室の利用でございますが、平成30年度から小学校の和室を使用し、夏休み等の長期休業期間に拡大放課後児童クラブを開始することを計画しております。

関連予算につきましては、今議会で審議をお願いすることにいたしております。

この事業で使用する小学校施設は、今後、夏休み等の長期休業期間以外にも有効活用を図り、放課後子ども教室事業など、通年で実施が可能となりますよう、これから教育委員会3課におきまして協議を深めることとしております。

もちろんその中で、子どもたちの英語力の向上に繋がるような取り組みも検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、教育委員会としましては、多様な面で子育てしやすい篠栗町を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 答弁が終わりました。

再質問どうぞ。

荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） まず最初に、英語教育事業じゃなく教育の件ですが、大体3歳までぐらいにネイティブな英語を聞き、おしゃべりしてないと、あとは難しいんじゃないかというのが通説みたいですが、そのあたり何か機会を与えるようなことってというのは可能でしょうか。

何かそういう事業が、思い当たるもんがございましたらお聞きしたいんですが。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（西 邦彰） 3歳児等の英語教育については今のところですね、また一方では、小学校段階で日本語又は日本語による思考というものが確立しないと英語教育もなかなか難しい等々の意見もございます。

また、今、新しく学習指導要領が平成32年度より変わる予定になっております。

今、現在小学校ではそれを選考をしまして、英語活動と英語教育を32年度からの学習指導要領が実施します時間数に合わせて、4月より実施するようにしております。小学校段階の中で基本的なものを徐々に積み上げていくという英語活動

を今、推進しているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） ちょっと視点がずれているみたいですので、事業としてじゃなくて聞かしてやること、しゃべる機会を与えるという場を設けてほしいという意味だったんで、そういう事業が思い当たる分があつたらぜひお願いして、この点は要望して、次に、国民の3大義務で「勤労・納税・教育」、これ教育は児童生徒が、授業を受けることができる、しなくちゃいけないというものでなくて、扶養する子女に義務教育を受けさせなくてはいけないという確か憲法の文面だったと思うんで、それからすると人それぞれ考え方あるんでしょうが、各々分業してなくて、連携は地域・家庭・教育委員会連携してていいと思うんですが、各々のやらなくちゃいけない使命というのはあると思うんで、その衣食住に関しては、やっぱりこれは保護者、親の責任だろうと思うんで、給食費をタダにしろっていうのは、僕はそれはいかなものかと思うんですが、そうでない、義務教育に関わる副資材については、これは最終的な予算が関わるんで、町長判断ですが、その前段の部分で教育長として、副資材に関わる部分、これは親が支払うべきものと思われませんか、どうでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（西 邦彰） 副教材等につきましては、できるだけ学校の中で、それが保護者の方に負担がかからないようにすべきだと思います。

しかしながら、現状では項目に応じてはですね、なかなかそうはいきませんので、全ての教育費については、できるだけ教育委員会で対応できるものにつきましては、様々な費用については行っているところでございますが、副教材等については、まだそこまではなかなか難しいんじゃないかというように考えております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 再三申すようですが、予算は町長でつけられるんで、そうではなくして、教育界のトップとして「どちらが払われるべきと思われませんか」という一言だけをお尋ねしてるんです。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（西 邦彰） 可能な限り副教材について町の方で負担していただければというふうには思っております。

- 議員（荒牧 泰範） 終わります。
- 議長（阿部 寛治） 質問順位 5 番、山田 眞士 議員。
- 議員（山田 眞士） 議席番号 4 番、日本共産党の山田 眞士でございます。

まず最初に、「生活保護基準の引き下げについて」質問させていただきます。

政府は 2017 年 12 月に、生活保護基準額を最大 5%、総額 160 億円削減すると発表いたしました。

生活保護利用世帯の 67% で支給が減り、保護利用者の約 8 割を占める単身世帯では、78% が減額となるなど、多くの利用者の暮らしを直撃します。

子育て世帯においては、4 割が減額され、ひとり親世帯の母子加算は、平均 2 割カット、児童手当にあたる児童養育加算も減額されます。

政府が掲げる「子育て支援充実」とは逆行し、「子どもの貧困」「貧困の連鎖」をさらに拡大することが懸念されます。

施行日は、2018 年、今年の 10 月 1 日からです。

生活保護基準の引き下げは、保護利用者だけに影響があるわけではありません。

そういう意味で生活保護基準の引き下げは、全ての人に当てはまる問題だと私は思っております。

厚生労働省は、1 月下旬に、生活保護費の削減をすれば、これに伴って低所得者向けの国の 47 の制度（医療とか福祉・年金など）で影響が出ることを明らかにしました。

生活保護基準は、低所得者を対象とする多くの施策の給付水準や対象の基準となっています。

住民税非課税基準は、生活保護基準と連動しているため、住民税の非課税基準が下がれば、今まで非課税だった人が課税対象になる可能性が出てきます。それ以外にも、「介護保険料、利用料の減免」「保育料」「国民年金保険料の減免」「就学援助」「難病患者への医療費助成」などの制度への影響が考えられます。

厚生労働省は、生活保護基準を引き下げても「他の制度にできる限り影響を及ぼさないように対応する」と言っていましたけれども、2013 年の生活保護費引き下げのときには、全国 27 の自治体で就学援助の対象者が減らされています。

我が国の首相が「貧困の連鎖を断ち切る」というならば、生活保護基準を削るのではなく、生活保護を受けていない人も含めて、低所得者支援を充実することが急

務であると考えますけども、この生活保護基準の減額について、我が町では、どう
いう対応の仕方が考えられるのか。

生活保護基準者の方々は沈黙を守っておられます。

何も言わずに、さあ10月がきましたから削減するのでしょうか。

このことについて、町長の見解を求めます。

○議長（阿部 寛治） 答弁をどうぞ。

○町長（三浦 正） ただいまの山田議員の「生活保護基準の引き下げについて」

まずは、生活保護基準の見直しにつきましてお答えする前に、篠栗町における生
活保護の現状について、福祉課長からご説明をいたします。

その後、私から現状を踏まえた私どもの取り組みについて、ご案内申し上げます。

○議長（阿部 寛治） はい、福祉課長。

○福祉課長（井上 勝則） では、私よりも、篠栗町におきます生活保護の現状等
につきましてご説明いたします。

篠栗町の被保護世帯数は、平成30年1月時点で388世帯、597人であり、
総人口に対する保護率は1.91%、糟屋地区の平均保護率は1.84%でございま
す。

生活保護の相談・受付は、福祉課福祉係及び粕屋保健福祉事務所で行っておりま
す。町民から生活に困っているという相談があった場合、まずは、生活の状況等を
確認し、必要に応じまして、県の「困りごと相談室」や社会福祉協議会の「心配ご
と相談」、同じく社会福祉協議会の「生活福祉資金貸付制度」等を紹介しており、
その上で、生活保護の申請を受け付けております。

生活保護の調査・決定は、粕屋保健福祉事務所で行っておりますので、最終的に
受給できるかどうかはこちらでは不明ですが、悩んで重篤な結果になる前に、でき
れば相談に来ていただければと思っております。

そして、生活保護法基準の見直しに伴う影響についてですが、山田議員がご指摘
のとおり、影響は多岐にわたっており、そのため厚生労働省は、現在、各自治体
に対し調査を行っている最中でございます。

その上で見直しの後、国の制度につきましては、それぞれの制度の趣旨や目的等
を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本と
し、個人住民税非課税限度額や医療保険の自己負担限度額の軽減等非課税限度額を
参照しているものにつきましては、31年度以降の税制改正を踏まえて対応するこ
ととしております。

以上が現在の状況でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 各自治体の事業につきましては、国はこの度の制度の取り組みを説明し、趣旨を理解した上で各自治体において判断するようにと依頼することとなっておりますが、篠栗町においては、国・県の制度はもちろん、町の事業につきましても、各事業の目的をもとに、第6次総合計画の将来像に示す「個性を尊重し、健やかにいきいきと暮らせるまち」を推進し、役場内各課の連携、そして社会福祉協議会や粕屋保健福祉事務所、他の事業所と連携をとり、町民が住みなれた地域で安心して生活できるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問どうぞ。

○議員（山田 眞士） とにかく、生活保護の問題はですね、削減は、本当にその生活保護を受けている人たちのライフラインに関わってくる問題ですよ。

ですから、これは減額されていくと、これはですね、3年にわたって減額を続けていくと言っているわけですね。そうしますと、生活保護を受けてる人たちは本当に今でもそうなんですけども、全員かどうか分かりませんが、明日への不安を持っているんですよ。私たちと同じ町民なんです。

そういう人たちが、特にひとり親所帯の場合は、本当に娘さん2人抱えて自分は、病気で病院に行きたいけども、車もない、自転車もないから、病院に万が一行くとすれば、もう1日で何もできない、そういう人もいます。そういう人たちのことを考えるとですね、5%っていっても、だいたい月1,500円ずつ減額されるのかなと思うんですけども、たった1,500円でも本当に生活ができないと言っております。

それで、あるおばあさんなんかも生活保護者じゃないですけども、この方は1週間に2回風呂に入っていると、この前も訪問しましたけども、この寒いときに暖房もつけておられないんですよ。

「お母さん暖房つけてないの」って、娘が来たときにはつけるけど、普段はつけてないということで、今、70ちょっとですけども、将来生活保護を受けたいと思っておると、町に迷惑をかけたくないから80までは働いていいと言われていたから、80歳になったら申請するかもしれないと、でもそのおばあさんが、この減額が施行されると、果たして生活保護でやっていけるだろうかという問題もいろいろあります。

そういった中で、私たちは生活保護を受けている人たちをですね、何となくその

生活保護を受けてる人たちに対して、バッシングがあるんですね、みんなの税金を食い潰しているとか、そういうことを平気でいう人もいます。

でも、これは国が決めた社会保障なんです。基本中の基本なんですね。

これ以上、下げてはならないという金額が生活保護費になっているわけですから、それをさらに下げようとしているんですから、かなりきついだろうと思います。

その人達を町としては、やっぱり励ます意味でも、できるだけ削減がなされないように、町の方でも頑張っていたきたいとお願いしたいんです。

それで、私のことについての質問は終わります。

○議長（阿部 寛治） はい、第2問、続いて行ってください。

○議員（山田 眞士） 次は、国民健康保険。

国民健康保険が都道府県化されましたよね。

それについて、国民健康保険に加入している人たちは、何がどうなっているのかさっぱりわからないと。「保険料は上がるのか」「上がった場合はどうなるのか」ということをいろいろ心配しておられます。

それで私は、住民課長にお聞きしたいんですけども、本町の保険料は上がったんですか、それとも下がったんですが、それとも以前と変わらないんですか。

もし、上がり下がりだったら何パーセント上がったんでしょうか、下がったんでしょうか。

それと、そのことについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（阿部 寛治） 全部言わないかんとよ。

2問通告しとうけんね。

○議員（山田 眞士） 法定外繰り入れ、これは町長に聞こうと思っているんですけども、法定外繰り入れは、軽減されるんですか。

要するに、法定外繰り入れは、広域化されて各市町村にあまりしないようにと通告されているんですか。

その二つをちょっとお聞きしたいです。

○議長（阿部 寛治） 質問はもう切らんでしょう。

通告しとうけど、間で切ったらだめよ。

○議員（山田 眞士） はい、わかりました。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 住民課長から答弁する前に、私の方から山田議員からの「国民健康保険制度の都道府県化」というご質問について、答弁をいたします。

これまでも何度か説明してきたとおり、平成30年度から持続可能な医療保険制度を構築するため、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させることとしております。これにより、給付に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付します。

市町村は、地域住民と身近な関係の中で、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き負担してまいります。

都道府県が市町村に標準的な算定方法により、市町村ごとの標準保険税率を算定し公表いたします。それを基に、市町村は、保険税を決定し、賦課・徴収いたします。そして、それを基に納付金として納めることで、国保財政を安定化させる。

以上が、新しい国民健康保険制度の概要でございます。

詳細につきましては、住民課長から答弁いたします。

村嶋課長にとって、最後の議会となる本定例会に、質問の場をいただきましたことを私からもお礼を申し上げます。

○議長（阿部 寛治） では、村嶋住民課長。

○住民課長（村嶋 茂則） それでは、山田議員の最初のご質問の「保険税率について」ですが、本町の保険税率は、平成20年に、後期高齢者医療制度が創設された際改定され、それ以降、限度額の改定以外は据え置かれたままで、近隣の市町村と比較しましても低い税率となっており、今回の新制度改正にあたり、ほぼ、県が示した標準税率を取り入れ、平均して9.35%の引き上げを今議会に提案しております。

厳しい引き上げにはなりますが、制度の持続・安定のため、応分の負担をお願いし、明日の条例委員会で充分審議していただきたいと考えております。

続きまして、2番目の「法定外繰り入れは今後削減されるのか」との質問ですが、国保の被保険者は、住民の約2割でこの2割の方のために税金を充てていいのかと、これまでも税率を下げるための繰り入れはしてきていませんし、今後も受益者負担の原則により、加入者の皆さんに、それ相応の負担はお願いしたいと考えております。

ただし、累積赤字が過大となった場合は、これまでどおり、将来の負担を減らすため、いくらかの繰り入れは行ってまいりますよう議会の皆様にもお願いしてまいります。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁が終わりました。

再質問。

はい、どうぞ。

○議員（山田 眞士） もう一度、ちょっとあの住民課長に質問します。

○議員（阿部 寛治） 再質問よ。

○議員（山田 眞士） はい。

先ほど、人口が2割程度と言われましたよね。2割程度で少ないから町民の税金を使うのはって言われるけども、じゃあ何人になったら、そういうことができるんですか。

何人になったらいいんですか。

少数だと私たちは関知しませんよっていうふうにも聞こえるんですよ、そうじゃないでしょう。

そのことについて、どれぐらいの人数になったら、あるいは所帯になったら、その法定外繰り入れなら繰り入れを実行するとか、その規定があるんですか、基準があるんですかそれ、そのことをはっきりさせてください。

分かんんです。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいまの質問を住民課長にされるには、多少、無理がありましようから私から申し上げますが。

ただいまへのご質問等々については、ここ10年来、日本共産党の前の前の議員はじめ、党のお立場の方々から国民健康保険制度は福祉制度じゃないかと、国民皆保険制度は、国が進める皆保険という福祉の制度で、これを人数が少ないからといって削るのはおかしいという党のお立場としてのご意見を度々賜ってきたところでございます。

そうは言いつつも、3万1,600人弱の中での六千数百人のために、毎年、その制度が赤字になるからといって赤字補填として、1億円ずつ戻入して繰り出しをしてきたわけでございますが、しない年もありましたが、それも一方では、おかしいじゃないかという議員の皆様方の意見もあるわけでございます。

そういうことを全体的に判断しながら、今年の補正予算におきましても、一応、赤字補填の予算1億円を組まさせていただいて、補正予算審議をお願いしているところでございます。

今回の国の制度改正は、制度改正することによって、一応今3,400億円の資金を国保の改定について充てるという発信をしていただいておりますのでございます。

そうしたことから、多少のこの9%程度の引き上げをすることにより、私どもも今後は、赤字補填の一般会計からの繰り出しは、多分しなくていいようになるのではないかというふうにも思っているわけですが、そうは言っても、今、住民課長が申し上げたように、どんどんどんどん赤字が増えるようなことになれば、国民健康保険制度の運用上、大変事務的にも滞るようなことが予想された場合には、補填する用意があるというふうなことを申し上げているわけで、何人であればいいのか、何人であればだめなのかっていうようなことを、私どもが判断しているわけではないことをお伝えしたいと思います。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 山田議員、再質問。

はい、再質問どうぞ。

○議員（山田 眞士） 国民健康保険制度はですね。

これに加入する人たちは、前年と比べても増えてますよね。

そのことについて、住民課長に去年と比べてどれぐらいの国民健康保険に加入した人が増えてますか。

○議長（阿部 寛治） 一旦切って。

はい、どうぞ。

○住民課長（村嶋 茂則） 毎年二百数十名は減っております。

現在も約6,200人ぐらいですので、3万1,500人の20%、2割を切るような状況で、今年につきましても後期に移行されます関係で、200名以上は減ると見込まれています。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（山田 眞士） 国民健康保険は、健保組合の比率と考えますとね、1.6倍高いんですよ、国民健康保険の場合。

篠栗はどのぐらい高いかわかりませんが、大体高いですね。

そういった中で、国民健康保険の加入者は、高齢者が今増えているはずですよ。そういう中でその人たちが年金しかない、あるいはその年金も持たないとかいう人たちもおられるんですよ。そういった中でね、やっぱり、国民健康保険が上がって

くるということの中で、私の知り合いはですね、国民健康保険料は払ったけども病院に行けないと。なぜかといいますと、病院の治療費が払えないという方も何人かおられるんですね。保険料を払ったけども、病院に行けないんだったら、介護保険の要支援1と2の人たちも払っているけど、これといったサービスもないというのと同じ状況になってくるんですね。

このことについてちょっと住民課長に答弁をお願いしたいんです。

○議長（阿部 寛治） 町長どうぞ。

○町長（三浦 正） _____

○議長（阿部 寛治） 質問、はい。

○議員（山田 眞士） それは仮に、_____結構いるんですよ。その人達が払えなければ、結局、短期証とか、そういうのを渡すんでしょう。或いは、認定証みたいなのを渡して、徴収を徹底的にやるということでしょう。

そういうことも、私はここで何を言おうとしているかっていうと、その数字だけを見るんじゃなくて、その国民健康保険に加入している人たちの所帯の実態を見えますか。

私は、ここで聞きましたよ。

ほとんど実態は見てないんじゃないですか。

どういう生活をして、払えないとか言っているのかっていう実態を調べておられますか。大変なもんですよ。

そういうことを踏まえた上での保険料っていうのを払うのも、自治体の役目じゃないですかね、そう思いますけども、そのことについて。

○議長（阿部 寛治） 終わりますか。

○議員（山田 眞士） 質問して終わります。

○町長（三浦 正） お立場でのご質問の趣旨はよくわかりました。

私どもは先ほど来申し上げておりますように、国民健康保険税という税の徴収者

でございますので、町民の皆さんで国民健康保険税の該当となる皆様方には公平に払っていただく義務があるというふうに認識しておりますので、そのように徴収を行っていきたくと考えておるところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ、最後。

○議員（山田 眞士） あのですね、社会保障制度というのは、自助共助の制度ではないですよ。国がこれを国民健康保険制度というのを、国民皆保険制度というのをつくったんですよ。

これが、自助介助でやっていけるはずがないですよ。

しかも、その国民保険税を払っている人たちの所帯の実態というのは、本当に年金だけ、それも、国民年金だけで満額でも6万ぐらいしかないですよ。

そういう人たちがね、保険税を払っていこうとすると、本当大変ですよ。

しかも、その国民健康保険税を払った後が、非常に問題があるんですよ。

町長、これね、考えていただきたいんですよ。

病院に行って治療費が幾らかっていうのは、治療を受けないとわからないわけじゃないですか。そのときに、払おうと思っても払えないから、もう払えなかったから、そのときだけ払って、もう次からは行かないって人たちもいるわけですね。

だから、私はね、そこんところも、住民課の方でもよく検討していただきたいと思うんですよ、検討するというのは、保険証を渡すときに、この人は大丈夫かどうかというのを、確認をしてほしいと思うんですよ。

そうしないと、保険証はもらったけども、病院に行けないという人達も結構おられるんです、高齢者の中に。

そういうことを最後に申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（阿部 寛治） 一般質問はね、よく精査して、わかりやすく、自分の言葉で、間で山田議員、いろいろ方向がくるくる変り様ような気がしますので、通告した範囲内で、よく執行部側にもわかるように、そこで、いろいろ言ってください。

議長としても、あなたが言いようことを止める権利はあんまりないですから、なるべく言っていただこうという気持ちで聞いておりますけども、一言、私の感想を言って、すべて終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午後0時02分

平成30年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月15日(採決)

平成30年 第1回 定例会 会議録

日時 平成30年3月15日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	三 明 祐 治	税 務 課 長	山 口 茂 幸
収 納 課 長	松 岡 秀 策	住 民 課 長	村 嶋 茂 則
健 康 課 長	浦 上 利 浩	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	栗 原 俊 孝	都 市 整 備 課 長	久 芳 良 行
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	岡 部 禎

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で、開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、3月5日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正及び取り消しを行っております。

ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第12号「篠栗町企業立地促進条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する総務建設常任委員長からの報告は、会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載のとおり、閉会中の継続審査とする申出書が提出されています。

お諮りいたします。

本案を委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

議案第12号は、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第2、議案第13号「篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第13号「篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について」

本議案は、昨年10月に福岡広域都市計画地区計画の決定が告示されたことに伴い、当該区域における地区計画の目標に即した適正かつ合理的な土地利用を図り、健全かつ良好な都市環境を確保するため、本条例を制定することについて、議会の

議決を求められたものであります。

主な内容は、地区計画区域内の建築物の用途、構造及び敷地に関する制限等を規定し、それらに違反した場合の罰則規定を設けるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第14号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第14号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、町立小中学校の校医及び町立幼稚園の嘱託医の報酬見直しに伴い、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、町立小学校の校医報酬額については、基本報酬額を13万円から16万5,000円とし、内科等検診における報酬額を受診生徒1人当たり600円から1000円に、町立幼稚園の嘱託医報酬額については、基本報酬額を6万8,000円から7万6,000円に改正するものです。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行されます。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。
以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第15号「篠栗町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第15号「篠栗町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、地方税法等が、平成30年4月1日に改正されることに伴い、本町の賦課に関する税率等に係る所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

この改正の主な内容は、国民健康保険税の税率を医療分所得割率6.8%を6.82%に、均等割額2万2,000円を2万4,000円に、平等割額2万4,000円を2万6,200円に、後期高齢者支援金等分所得割率1.8%を2.38%に、均等割額6,000円を8,400円に、平等割額6,000円を9,200円に、介護納付金分所得割率2%を1.82%に、均等割額8,000円を8,300円に、平等割額7,000円を6,100円に改正するのが主な内容であります。

なお、本条例は、平成30年4月1日から施行され、改正後の篠栗町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、従前の例によります。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第16号「篠栗町健康広場設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第16号「篠栗町健康広場設置条例の一部を改正する条例について」

本議案は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、健康広場の設置及び管理に関する事項を定めることについて、本条例の一部を改正するため、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、区長に委託している健康広場の管理及び運営を町長が行うこととするものと、健康広場の名称・位置等を条例に定めることとであります。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第17号「篠栗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第17号「篠栗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、高齢者の医療の確保に関する法律が、平成30年4月1日に改正されることに伴い、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、住所地特例の適用を受けて従前の住所地の被保険者とされている者が、年齢到達等により、後期高齢者医療に加入した場合は、特例の適用を引き継ぐというものであります。

なお、本条例は、平成30年4月1日から施行されます。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第18号「篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第18号「篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が、平成30年4月1日に制度改正されることに伴い、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、本条例が引用している同法の「共同生活援助」及び「福祉ホーム」の定義に関する条項ずれに対応するものであります。

なお、本条例は、平成30年4月1日から施行されます。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。
以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第19号「工事請負契約の締結について」〔篠栗北地区産業団地土留擁壁築造工事〕を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第19号「工事請負契約の締結について」

本議案は、篠栗北地区産業団地土留擁壁築造工事について、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

本契約は、指名競争入札により、取引にかかる消費税等を含む契約金額3億4,884万円で福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒256番地、株式会社 城戸組 代表取締役 城戸 宏治 と契約を締結するものであります。

工事概要は、篠栗北地区産業団地開発に伴う土留擁壁築造工事で、契約期間は、平成30年9月28日までであります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第20号「工事請負契約の締結について」〔篠栗北地区産業団地1号調整池築造工事〕を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第20号「工事請負契約の締結について」

本議案は、篠栗北地区産業団地1号調整池築造工事について、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

本契約は、指名競争入札により、取引にかかる消費税等を含む契約金額1億6,956万円で、福岡県糟屋郡篠栗町大字和田913番地30 株式会社 洪本建設

代表取締役 洪本 光考 と契約を締結するものであります。

工事概要は、篠栗北地区産業団地開発に伴う 1 号調整池築造工事で、契約期間は、平成 30 年 9 月 28 日までであります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 20 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 21 号「工事請負契約の締結について」〔篠栗北地区産業団地 2 号調整池築造工事〕を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第 21 号「工事請負契約の締結について」

本議案は、篠栗北地区産業団地 2 号調整池築造工事について、請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

本契約は、指名競争入札により、取引にかかる消費税等を含む契約金額 1 億 8,219 万 6,000 円で、福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲 479 番地 1 株式会社 土屋組 代表取締役 土屋 安彦 と契約を締結するものであります。

工事概要は、篠栗北地区産業団地開発に伴う 2 号調整池築造工事で、契約期間は、平成 30 年 11 月 30 日までであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第22号「工事請負契約の締結について」〔篠栗北地区産業団地残土処分場整備工事〕を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第22号「工事請負契約の締結について」

本議案は、篠栗北地区産業団地残土処分場整備工事について、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

本契約は、指名競争入札により、取引にかかる消費税等を含む契約金額1億4,040万円で、福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒256番地 株式会社 城戸組 代表取締役 城戸 宏治 と契約を締結するものであります。

工事概要は、篠栗北地区産業団地開発に伴う残土処分場整備工事で、契約期間は、平成31年3月29日までであります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第23号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第23号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」

本議案は、平成30年3月31日をもって、豊前広域環境施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数が減少するため、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更する必要がある、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求められたものであります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第24号「平成29年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）に

ついて」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第24号「平成29年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億6,813万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ102億292万8,000円とするものがあります。

歳出につきましては、議会費20万7,000円増、総務費1,905万4,000円減、民生費3,584万8,000円減、衛生費70万円減、農林水産業費1,755万5,000円減、土木費3,050万円減、消防費666万2,000円減、教育費1,185万1,000円減、諸支出金3億9,010万2,000円増。

歳入につきましては、利子割交付金215万円増、自動車取得税交付金930万円増、地方交付税1億5,876万5,000円増、国庫支出金1,046万8,000円増、県支出金2,184万6,000円減、財産収入908万7,000円減、繰入金1億4,141万4,000円増、諸収入197万5,000円増、町債2,500万円減。

繰越明許費については、個人情報保護条例関連例規整備支援事業108万円、通知カード・個人番号カード関連事務等の委任事業311万9,000円、津波黒地区水路法面防災工事4,928万5,000円を追加するものであります。

地方債では、自然災害防止事業債において、起債の限度額を9,980万円から7,480万円に減額補正するものであります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。
全員賛成と認めます。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第25号「平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第25号「平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について」

本議案は、平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計予算から歳入歳出それぞれ1億4,330万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,345万円とするものであります。

主な内容は、歳出では、共同事業拠出金を1億1,449万2,000円減額し、また、実績見込みにより保険給付費等を減額し、予算整理するものであります。

歳入では、一般会計繰入金を9,840万6,000円増額補正し、その他には、補助金・交付金の確定により予算を整理するものであります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第26号「平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第26号「平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」

本議案は、平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算から歳入歳出それぞれ1,759万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,957万7,000円とするものであります。

主な内容は、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の確定により、1,759万6,000円を減額するもの。

歳入では、後期高齢者医療保険料を1,704万8,000円減額するものであります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第27号「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第27号「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ3億8,588万円を減額し、

予算総額を歳入歳出それぞれ3億1,180万7,000円とするものであります。

主な内容は、歳出では、篠栗北地区産業団地開発事業費3億8,588万円を減額するもの。

歳入では、一般会計繰入金2億9,141万4,000円を増額し、財産売払収入6億7,729万4,000円を減額するものであります。

繰越明許費は、篠栗北地区産業団地開発樹木伐採業務1億4,940万8,000円、篠栗北地区産業団地防災工事3,400万円、国交省用地法面改修工事設計積算業務590万1,000円であります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第28号「平成29年度篠栗町水道事業会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第28号「平成29年度篠栗町水道事業会計補正予算（第4号）について」

本議案は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、篠栗町統合型GIS構築・運用業務委託において、既決限度額に補正限度額100万5,000円を追加し、限度額を1,248万1,000円とするもので、期間は、平成29年度から平成34年度までであります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決

いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第29号「平成30年度篠栗町一般会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第29号「平成30年度篠栗町一般会計予算について」

本議案は、平成30年度一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ93億6,905万3,000円とするものであります。

前年度当初予算に対し3億1,313万5,000円の減額となっております。

29年度予算との主な相違点は、増額要因として障がい者福祉及び児童福祉のサービスにかかる経費などの計上で、減額要因として篠栗駅東側自由通路工事費用の減少並びに道路橋梁及び河川に係る工事請負費用の減少となっております。

歳出につきましては、議会費1億836万8,000円、総務費15億2,551万5,000円、民生費32億8,446万1,000円、衛生費11億4,620万4,000円、農林水産業費1億2,165万1,000円、商工費9,305万3,000円、土木費2億7,602万5,000円、消防費4億2,295万円、教育費9億2,593万4,000円、災害復旧費750万円、公債費7億8,387万5,000円、諸支出金6億5,351万7,000円、予備費2,000万円であります。

次に、歳入につきましては、町税30億9,271万4,000円、地方譲与税6,

600万円、利子割交付金300万円、配当割交付金1,000万円、株式等譲渡所得割交付金600万円、地方消費税交付金5億円、自動車取得税交付金1,200万円、地方特例交付金1,150万円、地方交付税17億5,881万1,000円、交通安全対策特別交付金500万円、分担金及び負担金1億7,740万1,000円、使用料及び手数料1億3,659万7,000円、国庫支出金12億888万3,000円、県支出金7億2,886万円、財産収入1,168万円、寄附金500万1,000円、繰入金9億円、繰越金1億円、諸収入1億9,336万3,000円、町債4億4,224万3,000円であります。

債務負担行為につきましては、小葉山線林道開設事業において、限度額6,309万円の債務負担行為を行うもので、期間は平成30年度から平成33年度までであります。

地方債について、地方債の限度額は、臨時財政対策債のほか6事業債で、総額4億4,224万3,000円計上されております。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第30号「平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第30号「平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」

本議案は、平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,187万1,000円とするものであります。

前年度当初予算に対し20.9%の減額となっておりますが、これは、県と共同保険者となる制度改正によるもので、歳出の主なものは、保険給付費21億6,719万5,000円、国民健康保険事業費納付金7億3,461万5,000円。

歳入の主なものは、県の保険給付費等交付金22億1,150万6,000円であります。

また、一時借入金の借入最高限度額は5億円となっております。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第31号「平成30年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第31号「平成30年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」

本議案は、平成30年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,009万4,000円とするもので、対前年比で約2.2%増とするものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金3億8,954万円、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億362万3,000円、一般会計繰入金1

億 1,646 万 3,000 円であります。

また、一時借入金の借り入れの最高限度額は 1 億円となっております。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 31 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 21、議案第 32 号「平成 30 年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第 32 号「平成 30 年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について」

本議案は、平成 30 年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ 14 億 7,162 万 2,000 円とするものであります。

歳出の主なものは、篠栗北地区産業団地開発事業費 14 億 7,062 万 2,000 円で、歳入の主なものは、財産売払収入 6 億 5,200 万円、町債 8 億 1,860 万円であります。

地方債について、地方債の限度額は、8 億 1,860 万円とするものであります。

また、一時借入金の借入の最高額は、10 億円となっております。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

はい、7番 横山議員、反対討論から。

○議員（横山 久義） 議席番号7番、横山でございます。

本議案に反対の立場で意見を申し上げます。

私は、篠栗北地区産業団地整備事業については、大いに期待していましたが、開発事業の経験もない篠栗町が、直接事業を行うことには当初から不安を抱いていたことも事実であります。

通常の公共事業と違って開発事業は、絶対に赤字を出すことは許されません。

それゆえ、事ある度に「収支は大丈夫ですか。」と担当課長に確かめていた次第であります。

しかし、今年に入り、2月6日の臨時議会での説明で、収支に疑問を抱くようになり、この3月議会での予算審議において大幅な赤字を出す恐れがあることがわかり、このまま突き進むのではなく、一度立ちどまり、この事業の全容を検証し、責任の所在を明らかにした上で、今後の方針を決定すべきと判断した次第であります。

従って、今は検証することが優先されるべきと考え、この議案に反対をいたします。

○議長（阿部 寛治） 次に、賛成討論はございませんか。

はい、10番 松田議員。

○議員（松田 國守） 議席番号10番、松田でございます。

賛成の立場で討論をいたします。

本定例会に付議された、議案第19号から22号までの北地区産業団地整備事業に関する4件の工事請負契約と議案第27号「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算」は、ただいま全員一致で賛成されました。

このことは議会としても、この事業が成功に導かれるよう応援しようとするという態度の証であると考えます。

確かに、これまで執行部から議会への説明が不十分であったことは否めないと思いますが、このことについて、後ほど議員全員で「篠栗北地区産業団地整備事業特別委員会」の設置に関する決議を発議し、今後の状況については、これまで以上に

詳しくタイムリー報告を受けるようにするものであります。

こうした点を考慮すると、議案第32号「平成30年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算」は、事業全体を成功に導くための平成30年度事業の執行の裏付けとなる重要な予算であります。

既に、伐採工事は急ピッチで進んでおり、早期の完成が待たれる事業であることから、本議案については、私は前面に賛成の意を表し、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 次に、反対討論、なんでしょうか。

○議員（荒牧 泰範） 意見を。

○議長（阿部 寛治） 意見、はい、どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 申し訳ございません。

各議案は、単独議案ですので、今の賛成討論内の他の議案との連動部分、それから、できていない特別委員会の分は削除していただきたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、後で検討して、返事します。

反対討論はございませんか。

次に、賛成討論もございませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第33号「平成30年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第33号「平成30年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」

本議案は、平成30年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即して、収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額8億3,073万5,000円に対し、支出の予定額は7億8,327万円となり、4,746万5,000円の黒字予算とするものであります。

収益的支出の主なものは、流域下水道維持管理負担金 2 億 6,408 万 4,000 円、企業債利息 1 億 1,843 万 2,000 円などであります。

収益的収入の主なものは、下水道使用料 4 億 7,040 万 2,000 円、他会計負担金 1 億 4,500 万円が見込まれております。

次に、第 4 条において、資本的収入の予定額 5 億 9,600 万 1,000 円に対し、支出の予定額を 7 億 4,175 万 9,000 円とし、資本的支出額に対し不足する 1 億 4,575 万 8,000 円は、損益勘定留保資金などで補填されます。

資本的支出の主なものは、建設改良費 2 億 6,700 万円、流域下水道建設負担金 3,794 万 4,000 円、企業債償還金 4 億 3,481 万 6,000 円などであります。

資本的収入の主なものは、企業債 4 億 8,200 万円、他会計負担金 1 億 900 万円が見込まれております。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 33 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 23、議案第 34 号「平成 30 年度篠栗町水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第 34 号「平成 30 年度篠栗町水道事業会計予算について」

本議案は、平成 30 年度篠栗町水道事業会計予算を第 2 条に定める業務の予定量

に即して、収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額4億6,323万円に対し、支出の予定額は5億8,131万6,000円となり、1億1,808万6,000円の赤字予算とするものであります。

収益的支出の主なものは、福岡地区水道企業団受水費1億9,367万1,000円、企業債利息2,385万3,000円などであります。

収益的収入の主なものは、水道使用料4億3,171万9,000円が見込まれております。

収益的支出額に不足する1億1,808万6,000円は、繰越利益剰余金で補填されます。

次に、第4条において、資本的収入の予定額1億920万1,000円に対し、支出の予定額を2億2,024万2,000円とし、資本的支出額に対し不足する1億1,104万1,000円は、損益勘定留保資金等で補填されます。

資本的支出の主なものは、建設改良費1億2,189万4,000円、企業債償還金9,834万8,000円であります。

資本的収入の主なものは、企業債1億920万円が見込まれております。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24号、発議第1号、「篠栗北地区産業団地整備事業特別委員会の設置に関する決議」を議題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

発議第1号について、本案に賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま設置されました「篠栗北地区産業団地整備事業特別委員会」の正副委員長については、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。異議なしと認めます。

よって、議長が指名いたします。

委員長に、5番 村瀬 敬太郎 議員、副委員長に、6番 今長谷 武和 議員を指名いたします。

日程第25、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から会議規則第75条の規定により、お手元のタブレットに掲載のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、タブレットにメール送信しておりました委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いませんか、これにご異議ありませんか。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

ここで、町長何か発言することがありましたら許可いたします。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 平成30年第1回定例会の閉会にあたりご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

篠栗町固定資産評価員の選任についてをはじめ人事案件3件、篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてをはじめ条例案7件、篠栗北地区産業団地整備事業に関する工事請負契約の締結について4件、福岡県市町村退職手当組合に関する規約の変更等について1件、平成29年度補正予算、平成30年度当初予算案11件の上程いたしました26議案のうち25議案につきまして、可決いただきましたことに感謝申し上げます。

議案第12号で提案いたしました「篠栗町企業立地促進条例の制定について」は、総務建設常任委員会での企業立地における奨励措置については、別途規定で定めるのではなく、条例中に表記すべきではないかとのご意見が多数を占め、継続審査となりました。

本件につきましては、執行部といたしましても、提案いたしました条例内容を慎重に検討したうえで、再度ご審議いただきたいと考えております。

何とぞよろしくお願いいたします。

国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定については、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の成立により、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を目指すこととなり、県から示された平成30年度の市町村ごとの国民健康保険事業納付金及び標準保険税率をもとに、本町における保険税率の改定を行うための本条例の一部を改正する条例の制定でございました。

被保険者の皆様においては、負担増となる改定でございましたが、制度の安定的な存続のためという趣旨のご理解をいただき、可決いただきました。

平成30年度一般会計当初予算は、前年度当初予算に対し3億1,300万円の減額となっておりますが、その主たる要因は、篠栗駅東側自由通路工事費用の減少並びに道路橋梁及び河川に係る工事請負費用の削減などでございます。

開会日での提案理由の説明の際にも申し上げましたが、平成30年度の予算編成につきましては、新たに策定されました第6次総合計画を踏まえ、限られた歳入財源を有効に利用できる事業を選定し、歳出削減に努めております。

4月1日から予算の執行にあたっては、例年同様スピード感をもって事業遂行に当たってまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

併せて、新たな行財政改革に取り組み、より効率的な行財政運営を行ってまいりたいと考えております。

「平成30年度篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算」に関しましては、予算特別委員会、また先ほどの採決時においても様々なご意見をいただきました。

これまで定例会での全員協議会等でご説明申し上げてまいりましたが、3か月ごとの説明では、その間の事業の進捗等により、経過説明が不十分となったことは、執行部として大いに反省すべき点でございます。

大変申しわけございませんでした。

ただいま、特別委員会が設置されましたので、今後はこの委員会において丁寧に説明をしてまいりたいと考えております。

何とぞよろしく願いいたします。

事業開始当初から申し上げておりますが、2021年度以降の町の発展の礎となる事業として取り組んでまいりたいと存じます。

引き続きよろしく願いいたします。

開会日に平成30年度施政方針を述べた際、議会に対する希望を盛り込みましたが、これについては、議会の独立性に立ち入るものであるとのご意見をいただきました。私といたしましては、議会におけるこれまでの先進的な取り組みを評価するとともに、より先進的な議会になっていただきたいことから積極的な予算計上を惜しまないとの思いで申し上げたつもりでございましたが、些か勇み足気味であったと反省し、議長と協議いたしまして、議事録から削除をお願いいたしましたのでご報告をいたします。

本定例会期間中の3月11日、東日本大震災から7年が経過いたしました。当日は、テレビの特別番組を観ておりましたが、改めて、地震・津波の恐ろしさ、原子力発電所の安全対策の重要性を再確認した日となりました。いまだ2,500人以上の方が行方不明であり、7万人以上の方が避難生活を余儀なくされているという現実から目を背けることなく、これからも私たちに何ができるかを考え、行動し続けなければならないと改めて感じました。今なお避難していらっしゃる被災者の皆様に一日も早く日常の生活が戻ってくることを願ってやみません。

併せて、熊本地震の被災地、或いは九州北部豪雨災害で大きな被害を被った朝倉市、東峰村の一日も早い復興を支援してまいりたいと考えております。

それで、3月末限りで定年退職される 山口茂幸税務課長、村嶋茂則住民課長、須恵町外二ヶ町清掃施設組合事務局長として尽力いただいております藤慶三参事、社会教育課カブトの森の野本克昭参事、そして福祉課の今村課長補佐におかれては、永い間の行政職員としてのお勤め大変ご苦労様でした。行政という地方自治の柱の

一翼を担っていただき、課長職階の重責を全うしていただいたことに、この場をお借りして、私からも心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。そして、ご苦労様でございました。

最後に、平成30年度も新体制の下で、松田副町長と二人三脚で地方創生を具体的に実践する先進自治体となるべく行政運営に努力してまいることをお約束いたしまして、平成30年第1回定例会閉会の挨拶といたします。

長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

今後とも何とぞよろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 私からも、今年度をもって定年退職を迎えられる皆様にお礼を申し上げます。

村嶋住民課長、山口税務課長、藤参事、野本参事、今村課長補佐におかれましては、永い間、行政職員としてのお勤めご苦労でございました。

心から感謝を申し上げますとともに、本当にありがとうございました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成30年第1回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時20分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

篠栗町議会議員

村瀬 敬太郎

篠栗町議会議員

山田 眞士
